

平成25年第7回教育委員会定例会日程

日 時 平成25年7月30日(火) 午後1時30分
場 所 北栄町大栄農村環境改善センター 第1会議室

1 開 会

2 会議録署名委員の指名

3 行政報告

教育長

教育総務課長

生涯学習課長

4 議 案

議案第39号 準要保護児童生徒の認定について

議案第40号 北栄町立認定こども園管理運営規則の一部改正に対する
意見について

議案第41号 区域外就学について

5 協議事項

(1) 小学校における通学方法について・・・・・・・・・・資料1

(2) 鳥取県市町村教育委員会委員研修会分散会テーマについて・資料2

・テーマ1 いじめ問題等の対応について } 7/18 中国地区大会資料
・テーマ2 教育委員会制度について } ⇒ 「教育行政の動向」
・テーマ3 土曜授業について } をご持参ください。

(3) 第38回人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会の参加者について
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料3

※教育委員割当 ①8月7日(水) 10:00~16:00

米子コンベンションセンター 全体会 1名

②8月8日(木) 9:45~16:00

米子コンベンションセンター 分科会 1名

6 報 告

・いじめに関する調査を受けての各校等の取り組みについて・・資料4

・平成24年度教育関係予算における決算状況について・・・・別冊

・同日公開参観日のまとめについて・・・・・・・・資料5

7 その他

・鳥取県市町村教育委員会委員研修会

日 時 8月5日(月) 13:15~17:00

場 所 倉吉シティホテル

・次回教育委員会 定例会 8月28日(水) 午後1時30分から

8 閉 会

第 3 回 教育 連絡 会

平成 2 5 年 6 月 3 日

【確認事項】

- ①体罰を伴わない指導方法の徹底
- ②いじめの解決

- 1 こども園・所の前期計画訪問を終えて
 - ・こどもを伸ばす・育てる視点での取り組みが見られたのが嬉しい
 - ・研究推進については、提示して共通理解する前に、全職員に示して意見を吸い上げる方法もある→参画意識を持たせる⇒今年の記録を来年に積み重ねる
 - ・設定の理由は、言葉を踊らすのではなく、言葉や用語を使った方が共通理解できる
 - ・活動を大切にするためには、指導者がねらいを明確にし、達成のための展開を考え、環境構成（準備物）を用意する
 - ⇒このサイクルが定着するように、日常の活動に取り入れて実践を重ねる
 - 公開保育の際には、参観者が違った視点を持って分担し合って観察し、記録する
 - ・週日案の見直し→実践して、善し悪しや気づいたこと、配慮する子の記録
 - 「労多くして功（効果）少なし」とならないように、多忙化解消のために
 - ⇒パソコンの活用を図る

- 2 核となる人材の育成について
 - ・校長や園長・所長が居なくても、継続できる学校・園運営とする
 - ・団塊世代の退職に伴う空白地帯をどう埋めていくのか？伝えていくのか？
 - ・「〇〇が居たから、〇〇だったから」という運営は・・・
 - OBを活用して新採用職員を指導している事例もある
 - ・組織として動くためには、校長や園長の指示（意図を感じて）を受けて動ける『核』となる人を育てる
 - ・任せて、見守り、助言する→気を競らずに、根気よく⇒めあてを少しずつ高める
 - ・核を鵜飼いのように動かすことが、後継者育成につながり、より良い組織的になる

- 3 県教委発「校長会資料」について
 - ・「あれっ」と思ったことは、質問し、理解出来るようにする
 - ・「司書教諭」の養成が、校長に負わされているような表現
 - 自校の有資格者の増加に向けて、積極的な受講の働きかけて・・・
 - ・→悉皆研修で管理職の参加を→代理1名（ミドルリーダー等）の参加を・・・
 - ・校長は、県教委発令であるが、しっかりした識見を持って欲しい

- 4 麻しん（はしか）等に関する予防接種について
 - ・首都圏で昨年1年間の3倍になっている罹患者との報道
 - ・法律により20年から5年間は、中1と高3（1歳児と5歳児含む）にワクチンを予防接種するようになったが、今年からは1歳児と5歳児のみとなった
 - ・ワクチン接種歴を把握しておいた方が良いのではと考えた
 - ・1例として添付資料を

- 5 その他
 - ・よい教師をつくるには
 - ・
 - ・
 - ・

7月行政報告（定例教育委員会）

＝教育総務課＝

1 教育委員会の開催について

6月26日、第6回教育委員会定例会を開催しました。議事は以下のとおりで、5議案は原案どおり承認されました。

委員からは、今回実施した町内保育所・こども園・小中学校の計画訪問のまとめを作成し、共通認識を図り幼保小中連携を一層深める必要があるなどの意見があり、事務局で作成していくこととなりました。

○議事

- ・北栄町立小・中学校校外活動引率教職員活動費補助金交付要綱の制定について
- ・中学校部活動中国大会運営費補助金交付要綱の制定について
- ・北栄町要保護及び準用保護児童生徒の認定について
- ・区域外就学について
- ・校区外就学について

2 次世代育成支援対策地域協議会の開催について

6月26日、北栄町次世代育成支援対策地域協議会を開催しました。協議会では平成22年度に策定した「スマイルプラン2」（北栄町次世代育成支援後期行動計画）の進捗状況の報告に基づき、質疑や意見交換を行いました。この計画は、平成27年度より導入される予定のこども・子育て支援新制度に引き継ぐため今後も、国の動向を注視しながら協議を重ねていくものです。

また、今回、役員改選も行われ、下記のとおり決定しました。

- 会 長 山信 賀津子（主任児童委員）
- 副 会 長 有福 聡子（放課後児童クラブ指導員）
- 任 期 平成25年5月20日～平成27年5月20日

3 学校給食センター調理業務委託保護者・住民説明会について

7月10日と11日の両日、中央公民館大栄分館と中央公民館を会場に保護者並びに住民説明会を開催し、参加者は延べ15名でした。

説明会では、調理業務を業者委託する事に関する経過説明と、具体的な委託内容、委託による効果等を説明し、意見交換を行いました。

意見として、民間委託する事により「食育の推進」が挙げられているが、具体的にはどのように変わるのか、異物混入などの責任対応はだれが行うのかなど、意見をいただきました。

4 放課後児童クラブ懇談会について

7月17日北条ふれあい会館、19日中央公民館大栄分館において、夏休みを前に保護者懇談会を開催しました。指導者から最近の児童の様子が報告され、その後意見交換を行いました。保護者からは、夏休み期間に間食（おやつ）の内容を検討してほしい、指導者からは、相談等があれば随時声かけをしてほしいなど意見交換が行われました。

- 北条なかよし学級 参加保護者 32 人 ※利用児童数 69 人
- 大栄こども学級 " 18 人 " 46 人

5 サマースクール～まなびの広場～ の実施について

7月24日から、町内児童を対象にサマースクールを実施しています。これは、児童に自主的な学習をする場所を提供するとともに、地域の方（教員経験者・大学生）に講師・指導者として関わっていただくというものです。このことにより、夏休みにおける学習習慣の持続や学習意欲の向上及び地域の方とのふれあいによる地域の一人としての自覚を深めることを目的としています。各地区で10日間ずつ行なうもので、北条地区は中央公民館大研修室で、大栄地区は図書館研修室で実施しています。

今年度は希望者が多く、学年単位で実施しています。

- 北条地区 申込児童 62 人 (47 人) 指導者 5 人 (4 人)
- 大栄地区 " 129 人 (92 人) " 6 人 (5 人)

【その他特徴的な事項】

1 児童生徒の学力向上といじめの未然防止・早期発見・解決の取り組み

■町独自のいじめ実態調査（前期）について

- ・各校で実施し集計結果を持って未然防止のために活用。・・・別添資料

■北栄町教育力向上事業「自治会等地域での学習活動支援事業」状況

- ・国坂自治会、大島自治会、下種自治会、西高尾生徒会が申請、取り組み。

2 児童生徒が豊かに育ち、学べる学校教育環境づくりの取り組み

■学校施設整備状況

- ・大栄小教室等手洗い場塗装補修（8月中）
- ・大栄中・北条中机椅子購入（8月中）
- ・大栄中・北条中体育館ライン塗り直し（8月中）
- ・北条小・中カーテン等修繕工事（8月中）
- ・大栄中ロッカー修繕工事（8月中）

※修繕的工事は集中的に夏休みに実施

■学校施設定期点検・・・・・・・・毎月最終金曜日実施

7 月 行 政 報 告

＝生涯学習課＝

1 町民運動会自治会体育部長説明会について

7月4日、北条農村環境改善センターにおいて、9月29日開催予定の第3回町民運動会に係る体育部長説明会を開催しました。説明会には42自治会が参加し、開催要項の説明を行いました。参加自治会は8月25日までに参加申込書を提出することとなっています。

2 第26回北栄町すいか・ながいも健康マラソン大会について

7月7日、第26回すいか・ながいも健康マラソン大会を開催し、5,079名のエントリー中、約4,120人（非計測部門含まず）が完走しました。当日は、雨から曇り、晴れるという天候でスタート時には、気温30.9度、湿度62%（昨年気温24.5度、湿度68%）という条件でした。

ランナーは、3、5、10kmで健脚を競い、ゴール後は大栄スイカと長いもとろろ汁を堪能していました。また、コナンくんや藤本たからさんのゲスト出演もありました。

当日の救護状況は、27名が救護所で手当てを受け、内9名が搬送されましたが（昨年8名救護、内3名搬送）、何れも当日退院されました。

3 部落解放月間街頭啓発活動について

7月10日から8月9日の期間で、部落解放月間が始まりました。「みんなの願い 差別のない社会 人権尊重の社会」をめざして様々な取組みが行われます。北栄町では10日午後4時30分からAコープだいえい店前で街頭啓発を実施しました。

4 北条歴史民俗資料館企画展について

6月15日から7月14日の期間で、「北栄町の埋蔵文化財 こら～いったいなんだいや？」を開催しました。会期中は町内外から多くの方が訪れ、古代の生活に触れ、思いを馳せられました。会期中の来館者数は183人（町内137人、町外46人）でした。

現在、企画展は、7月29日から8月4日の会期で「とっとりの身近な野鳥」（鳥取県立博物館 アウトリーチプログラム）を開催しています。

5 第59回東伯郡民体育大会について

7月13・14・20・21日の日程で、第59回東伯郡民体育大会が開催されました。今回は、当町が開催地となり、14日に北条中学校グラウンドで開会式が行われました。

北栄選手団は1,073名が出場し各種目で熱戦を繰り広げました。

結果は、男子が準優勝（昨年3位）、女子が3位（昨年準優勝）でした。点差が非常に拮抗した大会でしたので来年度は更に良い結果をめざします。

6 第1回北栄てくてくウォーキングについて

7月14日、お台場公園管理事務所を発着として今年初めてとなる北栄てくてくウォーク

キング「日本海日の出ウオーク（座禅体験付き）」を開催しました。

当日は30名が参加し、座禅により心を鎮める中、厳粛に夜明けを迎え、波音に身を任せながら砂浜ウオークを楽しみました。

7 人権教育講演会について

7月18日、大栄農村環境改善センターにおいて人権教育講演会を開催しました。講師は教育サポーター仲島正教氏で、「あーよかったな あなたがいて ～「つながりと感動」～」と題して、大人は子どもの未来への応援団、自尊感情は周りの関わり、言葉かけで育てられることなどを軽快、軽妙なトークで話されました。約250の方が参加されました。

8 今後の行事について

- (1) 北栄ゆら由良 川くんだり2013
期日：8月4日（日）
- (2) 第38回人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会
期日：8月7日（水）・8日（木）
- (3) 第2回人権教育推進指導員会議
期日：8月12日（月）
- (4) 第2回人権教育地区推進会議
期日：8月19日（月）
- (5) 湖南市の子どもたちと交流活動
期日：8月25日（日）
- (6) 人権を学ぶ会
期間：9月～11月

9 工事等の発注について

次のとおり工事等を発注しました。

入札日	工事名等	内容	指名 業者数	入札回数	予定価格	期間等
				落札業者	契約金額	
7/18	大栄運動場 バックネット 設置工事	バックネット 設置工事	4社	1回	1,841,910	工期 7/23 ～ 8/9
				ハウジング松 栄（有）	1,785,000	

【その他特徴的な事項】

・ 部落解放月間の取り組み

- * 街頭啓発活動
- * 周知（啓発チラシの全戸配布・町報・HP・告知放送・懸垂幕）
- * 啓発用缶バッジの着用（職員、園児・児童・生徒、所・園・学校職員等）
- * 人権教育講演会
- * 人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会

・ 子育て講座

平成25年度 子育て学習講座

	内 容	場 所	時期（回数）	参加者 （人）
1	「子どもの言葉を育む為の大人のかかわりについて」 講師：山脇正子氏 （鳥取県ケータイ・インターネット教育推進員）	由良こども園	7月1日（月） 午前10時～11時20分	54
2	「親子で楽しむ「10秒の愛」」 講師：岡本敏明氏 （大栄中学校長）	大誠こども園	7月2日（火） 午前10時～11時15分	66
3	「親子で楽しむ「10秒の愛」」 講師：岡本敏明氏 （大栄中学校長）	大谷保育所	7月4日（木） 午前10時～11時	24
4	「子どもの発育・発達過程に沿ったからだづくり」 講師：河本耕一氏 （健康運動指導士）	北条こども園	7月12日（金） 午前10時～11時	85
				229

議案第 39 号

北栄町準要保護児童生徒の認定について

次の者を準要保護児童生徒に認定したいので、北栄町要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費支給に関する規則第 5 条の規定により委員会の承認を求める。

平成 25 年 7 月 30 日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

別紙のとおり

議案第40号

北栄町立認定こども園管理運営規則の一部改正に対する意見
について

北栄町立認定こども園管理運営規則の一部を改正したいので、北栄町教育長
に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の意見を求める。

平成25年7月30日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

別紙のとおり

北栄町告示第 号

北栄町立認定こども園管理運営規則の一部を改正する規則の制定
について

北栄町立認定こども園管理運営規則(平成24年北栄町規則第9号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業部及び入園基準) (事業)</p> <p>第4条 保育部・<u>幼稚部</u>は、北栄町立保育所管理運営規則(平成17年北栄町規則第57号。以下「保育所規則」という。)及び北栄町立<u>幼稚園管理規則</u>(平成17年北栄町教育委員会規則第10号。以下「幼稚園規則」という。)の規定により事業を実施する。</p> <p><u>2</u> 子育て支援センターは、北栄町子育て支援センター事業実施要綱(平成24年北栄町訓令第11号。以下「センター要綱」という。)により事業を実施する。</p>	<p>(事業部及び入園基準) (事業)</p> <p>第4条 保育部は、北栄町立保育所管理運営規則(平成17年北栄町規則第57号。以下「保育所規則」という。)の規定により事業を実施する。</p> <p><u>2</u> <u>幼稚部は、保育所規則及び北栄町立幼稚園管理規則(平成17年北栄町教育委員会規則第10号。以下「幼稚園規則」という。)</u>の規定により事業を実施する。</p> <p><u>3</u> 子育て支援センターは、北栄町子育て支援センター事業実施要綱(平成24年北栄町訓令第11号。以下「センター要綱」という。)により事業を実施する。</p>

(改正の理由)

保育部及び幼稚部の事業をいずれも北栄町立保育所管理運営規則及び北栄町立幼稚園管理規則に基づき実施することについて条文整理するもの。

(参考資料)

○北栄町立認定こども園管理運営規則

平成24年 3月28日

規則第9号

北栄町立認定こども園管理運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北栄町立認定こども園設置条例(平成24年北栄町条例第2号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、北栄町立認定こども園(以下「認定こども園」という。)の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「保育園児」とは、入園又は進級する年の3月31日(以下「基準日」という。)の年齢が4歳未満の子どもで、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第24条第1項に規定する児童をいう。

2 この規則において「長時間児」とは、基準日の年齢が4歳以上の子どもで、法第24条第1項に規定する児童をいう。

3 この規則において「短時間児」とは、基準日の年齢が4歳以上の子どもで、前項以外の子どもをいう。

4 前3項に定めるもののほか、この規則において使用する用語の意義は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)及び条例で使用する用語の例による。

(事業部及び入園基準)

第3条 認定こども園の事業部及び入園基準又は利用者は、次のとおりとする。

事業部	入園基準又は利用者
保育部	保育園児
幼稚部	長時間児
	短時間児
子育て支援センター	在宅子育て家庭

(事業)

第4条 保育部・幼稚部は、北栄町立保育所管理運営規則(平成17年北栄町規則第57号。以下「保育所規則」という。) 及び北栄町立幼稚園管理規則(平成17年北栄町教育委員会規則第10号。以下「幼稚園規則」という。)の規定により事業を実施する。

2 子育て支援センターは、北栄町子育て支援センター事業実施要綱(平成24年北栄町訓令第11号。以下「センター要綱」という。)により事業を実施する。

(職員)

第5条 認定こども園に、保育所規則、幼稚園規則及びセンター要綱に規定する職員以外に、園長及び部長を置く。

(職務)

第6条 園長は、認定こども園の業務(以下「園務」という。)を掌り、所属職員を指揮監督し、所属職員に園務の分掌をさせることができる。

2 部長は、園長を補佐し、保育教育の指導助言、財務及び庶務を処理する。

(園務の分掌)

第7条 園長は、園務を行う上に必要な分掌規程を定め、職員に園務の分掌を命ずるものとする。

(教育と保育の一元的実施)

第8条 園長は、条例第4条の規定により教育と保育を一元的に実施するため、幼稚園における教育課程と保育所における保育計画との両方を満たす保育・教育計画を策定するとともに、年、学期、月、週及び日ごとの指導計画を作成するものとする。

(評議委員会)

第9条 認定こども園における円滑な管理運営に資するため、教育・保育及び子育て支援事業の内容及び評価を行う、認定こども園評議委員会を置く。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、認定こども園の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年7月31日告示第●●号)

この規則は、平成25年8月1日から施行する。

議案第 4 1 号

区域外就学について

から学校教育法施行令第 9 条による児童生徒の区域外就学の申し立てに係る協議があったので、委員会の承認を求める。

平成 2 5 年 7 月 3 0 日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

- 1 区域外就学申立生徒名
住 所
氏 名
- 2 保護者
- 3 区域外就学申立学校名
- 4 指定学校名
- 5 区域外就学期間
- 6 理 由

【参考資料】

○北栄町立小学校及び中学校の校区外就学等に関する認定要綱

(認定要件)

第2条 北栄町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は保護者から校区外就学及び区域外就学の申立があったときは、次の各号の定めるところにより、変更することが相当であると認めるときは、承認するものとする。

- (1) 学年中途の転居で、当該学期末まで在学を希望する場合
- (2) ～ (10) 略

●平成25年7月第7回教育委員会定例会 議案

5 協議事項

(1) 小学校における通学方法について

1. 背景及び経過

1) 背景及び経過

北条小学校 PTA・東西新田場保護者及び議会教育民生常任委員会から児童の通学方法の変更について町へ要望及び検討指示があった。これを受けて、町長より当委員会に対し通学方法等について検討するよう依頼があった。

時期	要望者	要望内容	回答
H21	不明	東・西新田場の通学方法	冬季間の下校時に限り町公用車を運行する。 大栄小スクールバス運行状況との比較及び遠距離通学（3 km以上）の安全確保等の観点から現状にある条件の範囲内で冬季間の公用車下校を開始する。
H23 ～	北条小学校 PTA	バス通学に係る統一基準の設定及び対応を要望	現状のとおりとする。 遠距離通学、バス配備の状況、過去（旧町）通学路決定状況を検討の結果による。
H22 H23	西新田場保護者 （自治会）	少子化、防犯上の観点からバス下校の要望	現状のとおりとする。 全体運用を検討の結果による。従来どおり冬季間のみ公用車下校実施する。
H24	教育民生 常任委員会	社協バスが利用できないか検討することを指示	利用できない。 社協バス導入目的が社会福祉目的であり学校の時間（下校時）を最優先して利用することはできない。
H25	東新田場保護者	少子化、防犯上の観点から大栄小と同様に通年のスクールバス等安全な運行を町長へ要望	★今回、協議検討の開始

* 保護者等による要望の理由

①下校時に危険である。

- ・少子化が進み少人数で下校している。
- ・人気のない所を徒歩で下校する。
- ・以前より「不審者」の出現が多くなっている。
- ・自動車の交通量が多くなり歩道のない個所の徒歩は危険となっている。

②スクールバス運行の要望

- ・スクールバス等の安全な運行（大栄地区のように）

2) 町長より遠距離の安全な通学方法等について検討するよう依頼があった。

● 町長依頼の理由

「1. 背景及び経過の*保護者等による要望の理由」及び大栄地区と北条地区の通学に関する（スクールバス運用等）基準が整合していない。

⇒ 上記理由により、教育委員会は遠距離通学に関する考え方と要望のあった東新田場と同様の条件である西新田場、曲等の通学の在り方の検討を実施し、町長へ報告するものとする。

2. 検討内容

1) 通学方法の現状

北栄町では、旧町の基準、大栄地区においては、町合併前のスクールバス導入時から時代とともに変化する道路事情に合わせ策定されたもの、北条地区においては、原則と歩の中で、東・西新田場、米里、下神、松神、曲の児童を対象に町バス及び路線バス利用を基準としながら、合併後は、通学方法の変更要望があった際には、遠距離通学を「原則として概ね半径 2km、かつ、道程 3km」と規定し、通学方法の決定を行ってきた。

①大栄地区（スクールバスをSBと表す）

※ 原則、通学距離が 3 km以上

自治会	通学方法	距離 (Km)	道程 (Km)	対象学年	備考
東園（浜）・大谷・青木・岩坪・下種・茶々条・上種・高千穂・東高尾・西高尾	SB	>2.0	>3.0	全学年	遠距離通学
瀬戸	SB	>2.0	<3.0	全学年	
原	SB	>2.0	≥3.0	全学年	旧村合併（S50）
穂波	SB	>2.0	>3.0	全学年	旧村合併（S50）
大島	SB	≥2.0	>3.0	全学年	旧村合併（S50）
東亀谷	SB	≥2.0	>3.0	全学年	旧村合併（S50）
亀谷	SB	≥2.0	<3.0	全学年	旧村合併（S50）
比山	SB	≥2.0	<3.0	全学年	旧村合併（S50）
西穂波	SB	<2.0	<3.0	全学年	旧村合併（S50）
妻波	徒歩（+SB）	<2.0	<3.0	≥4年生	
西園	徒歩（+SB）	<2.0	<3.0	≥3年生	
六尾（北）	徒歩	<2.0	<3.0	全学年	干目を除く
由良地区 緑ヶ丘・別所 二子塚	徒歩	<2.0	<3.0	全学年	

②北条地区 (路線バスをバスと表す)

自治会	通学方法	距離 (Km)	道程 (Km)	対象学年	備考
東新田場	徒歩 (+バス)	>2.0	>3.0	≥3年生	遠距離通学 江北BS (2.4Km) からバス
	公用車			全学年	下校のみ冬季 (H21)
西新田場	徒歩	>2.0	≥3.0	全学年	遠距離通学
	公用車			全学年	下校のみ冬季 (H21)
江北浜	徒歩	>2.0	<3.0	全学年	
米里	徒歩	>2.0	<3.0	全学年	
曲	徒歩+バス	>2.0	>3.0	全学年	遠距離通学 下神BS よりバス
下神	徒歩 (+バス)	≥2.0	<3.0	≥3年生	冬季保護者負担でバス利用※下学年バス定期補助
松神	徒歩 (+バス)	>2.0	<3.0	≥3年生	冬季保護者負担でバス利用※下学年バス定期補助
その他	徒歩			全学年	

2) 保護者等の要望とその対応策

近距離の通学については問題が比較的発生していないが、遠距離通学については次のような問題が発生している。

昨今、少子化による少人数通学①となっている。人気のない場所 (暗い場所を含む) の通学②もある。これらによる、防犯上の問題が発生していること。又、自然現象及び工事等人為的現象による通学困難場所・時期が発生する③。これらによる安全上の問題が発生していること。大栄地区と北条地区の通学方法が異なる④。すなわち、通学基準の相異が発生していること。等諸問題が発生している。(定例委員会 5/28)

これら諸問題を解決するためにはいろいろな角度から検討する必要があるが、委員会としては保護者等の要望に基づき、「児童の安全確保」という観点から下の表のとおり検討した。

	発生している問題	対応策	備考
①	<p>少人数通学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童同士の見守り不十分 ・不審者の存在 <p>防犯上の問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長時間の学校滞在 ・防犯整備不十分 	<p>≪児童数増は困難≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ●通学路見守り隊等の設置 (ア) ●自動車通学の適用 (イ) <ul style="list-style-type: none"> ・自家用車 ・公用車 (スクールバス 公用車) ・路線バス 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童数増は困難 ・隊員確保の問題 ・道路交通事情の発展と不審者の増加の問題 ・徒歩併用 (S.B)
②	<p>人気のない場所の通学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童同士の見守り不十分 ・不審者の存在 <p>防犯上の問題</p>	<p>≪人気のない場所解消は困難≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ●人気のない場所の解消 (ウ) → ●通学路の変更 (エ) ●①に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・場所の解消は困難 ・人気のない場所のリスト

③	通学困難場所、時期の通学 ・ 工事等人為的現象 ・ 積雪、台風等自然現象 安全上の問題	《発生を防ぐことは困難》 ●①と同じ	・ 場所、時期の発生を防ぐことは困難
④	通学方法が異なる ・ 大栄地区、北条地区 大栄地区の過去のスクールバスの導入経過及び現在のスクールバス利用自治会決定の経過	《基準の統一は諸条件のクリアが前提となる》	・ 両地区のスクールバス整備等の条件統一が必要 ・ 旧村合併の条件での導入及び利用自治会の決定は無視できない。

3. 検討の結果

遠距離通学について、問題とその対応策検討を結果したところ、児童の安全確保を最優先する観点から、通学方法としてふさわしいものは「自動車通学」であると考えられる。

自動車通学には、下記の三通りがあるが、児童の安全確保の面からいえば、①公用車利用（スクールバス、公用車及び両者併用）、②自家用車利用、③スクールバス及び路線バス（徒歩併用）利用の順に適用するのがふさわしい方法であると考えられる。

これらのことから、町長から依頼のあった検討事項について次のとおりまとめる。

①遠距離通学は、「原則として道程 3km 以上で通学時間が概ね 45 分以上の通学」と考える。ただし、過去のスクールバス導入等による通学方法決定は、地域で悩んで得た結果であるため引き続き尊重する。

②「東新田場」、及び同条件の「西新田場」、「曲」自治会については、遠距離通学に該当するため「自動車通学とすることが適当」であるとする。

ただし、安全面を除く諸問題がありそれを解決する必要がある。

●諸問題一覧

自動車通学	通学方法決定にあたって検討すべき事項	備考
公用車（町バスを含む）	・ 現在保有する公用車を、「通学用」、「公用」の使い分けができるか。	・ 登校では可能である。 ・ 下校では「町バス」の運行はできない。「町公用車」であれば可能だが、「乗車定員」<「児童数」となる。また、運転手の確保が課題となる。 ・ 乗車児童に見合った「公用車」を新規に導入するか検討する必要がある。
自家用車	・ 毎日の通学（登下校）に対し、保護者で対応できるか。	・ 保護者が全てに対応することは困難。

スクールバス及び 路線バス (+徒歩)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 路線バス代の支払者 ・ 徒歩道程（範囲）の決定 ・ スクールバスをどの路線に配置するか。 ・ 適切な通学時間を確保できるか。 ・ すべての地域で利用できるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、路線バス定期代は町負担である。 ・ 公共バスは路線が限られている。 ・ スクールバスを新規導入する必要がある。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ スクールバス保有経費と路線バス代負担経費等ではどちらが経済的か。 	

4. 追記

「3. 検討の結果」より委員会は遠距離通学方法として「自動車通学」を最もふさわしいものであるとした。「自動車通学」には三通りの方法が考えられるものの、児童の安全確保・保護者負担及び現状を考慮すると、「スクールバス、路線バス+徒歩」又は「公用車」の方法がふさわしいものと考えられる。

この通学方法（現在採用されている）を採用する場合、考慮すべき事項は「児童が適切な時刻に自宅を出発し始業時刻には到着する」ことに十分配慮する必要がある。

遠距離通学の場合でも「スクールバス、路線バス+徒歩」に要する時間は、限りなく45分に近いものにすべきではないかと考える。すなわち、「スクールバス、路線バス（x分）+徒歩（y分）≒45分」である。

また、「公用車」では、「乗車定員<乗車実人数」であることから数回の往復便の運行が予想され、「1便発から最終便の学校到着を45分」と設定する必要がある。

5 協議事項

(2) 鳥取県市町村教育委員会委員研修会分散会テーマについて

平成25年度市町村（学校組合）教育委員会委員研修会開催要項

1 目的

教育に関する情報の共有や教育行政の諸課題についての理解を深め、地域の実情や特性に応じた特色ある教育行政を推進するため、各市町村（学校組合）教育委員会の委員を対象とした研修会を実施する。

2 開催内容（教育委員全体研修会）

- (1) 期 日 平成25年8月5日（月） 午後1時15分～5時
- (2) 場 所 倉吉シティホテル 2階「レニーマーシー」他（倉吉市山根 543-7）
- (3) 対象者 県内各市町村（学校組合）教育委員会の委員
- (4) 日 程
- 13:15 開会、あいさつ
- 13:30 講 演
講 師：三鷹市教育委員会委員長 貝ノ瀬 滋 氏
演 題：教育再生実行会議での議論と今後の展望（仮題）
- 14:30 報 告
報告者：鳥取県教育委員会事務局
内 容：学力向上戦略本部の取組について（予定）
- 15:00 休 憩
- 15:10 分科会
教育長テーマ
○「平成26年度に取り組むべき施策」について
教育委員テーマ
○「いじめ問題等への対応」について
○「教育委員会制度」について
○「土曜日授業」について

※ 教育委員は3テーマから御希望のものを選択してください。各テーマごとの参加者をとりまとめ後、1グループが適切な人数となるよう班編制を行います。

○分科会の内容（予定）

テ ー マ		内 容
教育長	「平成26年度に取り組むべき施策」について	<p>【内容】平成26年度予算要求に向け、各市町村教育委員会と一緒に取り組んでいくべき施策について、意見交換を行う。</p> <p>【担当】教育総務課（関係各課）</p>
教育委員 テーマ1	「いじめ問題等への対応」について	<p>【内容】今国会で、インターネットいじめによる対策も含む、いじめ防止対策推進法案が成立した。いじめを早期に発見し、いじめられている子を社会全体で守っていくためには、行政・学校がいじめの方策の方針を定めて明らかにし、問題解決のために責任ある体制を整え、緊密な連携体制を日頃から構築しておかなければならない。<u>いじめ問題への対応について、今後必要となる対策について、各教育委員会の取組を交えながら意見交換する。</u></p> <p>【担当】関係各課</p>
教育委員 テーマ2	「教育委員会制度」について	<p>【内容】「教育委員会制度等の在り方について」の提言により、教育委員会制度を抜本的に改革することが必要とされている。具体の制度設計については中央審議会で審議されているところであるが、<u>教育委員会制度の問題点として指摘されている点について、各教育委員会ではどのような課題意識を持ち、その課題解消にむけてどのように取り組んでいるか、具体的な取組を交えながら意見交換を行う。</u></p> <p>【担当】教育総務課</p>
教育委員 テーマ3	「土曜日授業」について	<p>【内容】<u>土曜日授業や地域との連携による土曜日の活用促進等</u>について、各教育委員会での取組と、他県の事例も交えながら意見交換を行う。</p> <p>【担当】小中学校課</p>

※教育委員は3テーマから御希望のものを選択してください。各テーマごとの参加者を取りまとめ後、1グループが適切な人数となるよう班編制を行います。

教育委員会制度等に関する意見

去る4月15日、教育再生実行会議は、第二次提言として「教育委員会制度等の在り方について」をとりまとめ、内閣総理大臣に提出した。

今回の提言において、現行の教育委員会制度について責任の所在の不明確さ、教育委員会の審議の形骸化等、地方と軌を一にする問題意識に立ち、検討が進められたことは理解できる。

しかしながら、提言では、「教育長が地方公共団体の教育行政の責任者」として教育事務を行い、住民から直接選挙で選ばれた首長は、教育長の任命・罷免の権限を有するに止まり、指揮監督の権限は有しないとされている。

もとより、行政権の執行は住民の直接選挙により選ばれた首長が住民の負託を得て行うという原則にかんがみれば、首長による教育長の任命・罷免権と指揮監督権は一体のものとして認められるべきである。

これまで地方は、教育委員会の必置規制を緩和し、地方公共団体の選択により首長の責任の下で教育行政を行うことができるようにすることを求めてきたところであり、こうした選択制も含め、重ねて、首長と教育長の関係について、幅広く議論する必要がある。

また、現行法では「子どもの生命・身体の保護のため緊急の必要があるとき」に限定されている国の地方公共団体に対する是正・改善の指示を、「教育行政が法令の規定に違反した場合」及び「教育を受ける権利が侵害される場合」にまで拡大することに関しては、自治事務に対する国の関与は限定的であるべきという地方自治法の立法原則が定められていることを踏まえ、地方分権の観点から、地方の教育行政に対する国の関与の在り方について、改めて議論するべきである。

よって、政府においては、今後、新たな地方教育行政体制の在り方を検討するに当たっては、中央教育審議会をはじめ、機会あるごとに地方の意見を聴取するとともに、地方公共団体が地域の実情に応じた教育行政を責任を持って展開できるよう、上記の意見を十分に踏まえて改革を進めるべきである。

平成25年4月19日

地方六団体

全国知事会会長	山田啓二
全国都道府県議会議長会会長	山本教和
全国市長会会長	森民夫
全国市議会議長会会長	関谷博
全国町村会会長	藤原忠彦
全国町村議会議長会会長	高橋正

次に掲げる事項について、別添理由を添えて諮問します。

今後の地方教育行政の在り方について

平成25年4月25日

文部科学大臣 下村博文

(理由)

我が国の地方教育行政は、戦後約65年にわたり、中央教育審議会からの御提言等を踏まえた様々な制度改正を経ながらも、教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保や地域住民の意向の反映を趣旨とする教育委員会制度を基盤として、国、都道府県、市町村の連携協力の下、教育の機会均等の実現や教育水準の維持向上を始め、地域における教育、文化、スポーツの振興に重要な役割を果たしてきたところであります。

しかしながら、地方教育行政に関しては、これまでも、^①権限と責任の所在が不明確で、^②地域住民や保護者の意向を十分反映していないのではないかというような問題点が指摘されており、これらの問題点をめぐって、各方面で様々な議論や問題提起が活発化しています。

また、大津市のいじめ事案等への対応をめぐって、これらの問題点に加え、特に、児童生徒の生命・身体や教育を受ける権利を脅かすような重大な事態が起こった際の学校・教育委員会や首長、さらには国の対応の在り方についても様々な指摘がなされています。

我が国の教育が様々な課題に直面する中で、これらの課題を克服し、子どもたちが「夢」を実現する意志を持って、自分たちの道を歩んでいけるよう手助けをするための営みである教育再生を実行していくためには、^③地方教育行政について、その責任体制を確立し、現場の問題に迅速かつ的確に対応できるよう、抜本的な改革が必要であると考えます。

以上のような観点から、閣議決定に基づき内閣総理大臣が開催する教育再生実行会議において、教育委員会制度の抜本的改革等について御議論いただき、先日、改革の方向性について御提言をいただいたところであります。この提言では、

- ① 地方教育行政の権限と責任を明確にし、全国どこでも責任ある体制を築くため、主に次のような方向性で教育委員会制度を抜本的に改革すること
 - 首長が任免を行う教育長を地方公共団体の教育行政の責任者とする。
 - 教育委員会は、地域の教育の基本方針等について審議し、教育長に対し大きな方向性を示すとともに、教育長による事務執行状況をチェックすることとする。
 - 政治的中立性等を確保するため、教育長が教育の基本方針や教育内容に関わる事項を決定する際には、教育委員会で審議するなどの制度上の措置を講ずる。
- ② ナショナル・スタンダードが維持され、責任ある教育が行われるよう、主に次のような方向性で国、都道府県、市町村の役割を明確にし、相互の権限や関係を見直すこと
 - 地方公共団体の教育行政が法令の規定に違反したり、子どもの生命・身体や教育を受ける権利が侵害されたりする場合には、最終的には、国が、是正・改善の指示等を行えるようにすることにより、その責任をしっかりと果たせるようにする。
 - 国は、県費負担教職員の人事権について、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とし

た上で、小規模市町村等の理解を得て、市町村に委譲することを検討する。また、指定都市について、税財源措置の方策等に関して関係道府県・指定都市等の理解を得た上で、教職員の人事権者と給与負担者を一致させることを検討する。

③ 地方教育行政や学校運営に対し地域住民の意向を適切に反映すること

- 地域と共にある学校づくりを進めるため、コミュニティ・スクール等の設置に努める。

などが盛り込まれています。これらを踏まえ、今後の地方教育行政の在り方について諮問を行うものでありますが、特に、改革の方向性を踏まえた具体的実施方法や法制化に関わる事項を中心に御審議いただきたいと考えています。

具体的には、以下の点を中心に御審議をお願いいたします。

1 教育委員会制度の在り方について

第一に、教育委員会制度の在り方についてであります。

教育再生実行会議から示された地方教育行政の責任体制を明確にするため、「首長」が任免する「教育長」を地方公共団体の教育行政の責任者とするとの改革の方向性を踏まえ、「教育長」、「教育委員会」、「首長」の法的位置付けや権限、相互の関係など教育委員会制度の見直しの具体的在り方について、御検討をお願いします。その際、

- 「教育長」の任期や罷免の要件など「首長」と「教育長」の関係をどのように考えるか。
- 「教育委員会」が果たすべき役割や「教育委員」の任命の方法をどのように考えるか。
- 教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保するために、「教育委員会」がどのような権限を持ち、責任を負うべきか。

といった具体的な制度設計を中心に御検討をお願いします。

2 教育行政における国、都道府県、市町村の役割分担と各々の関係の在り方について

第二に、教育行政における国、都道府県、市町村の役割分担と各々の関係の在り方についてであります。

教育再生実行会議から示された改革の方向性を踏まえ、教育行政における国の責任の果たし方、都道府県と市町村の役割と関係の在り方などについて、御検討をお願いします。具体的には、

- 地方教育行政の法令違反や子どもの生命・身体、教育を受ける権利の侵害の場合の是正・改善の指示等、国がどのように責任を果たすべきか。
- 県費負担教職員の人事権や給与負担について、都道府県及び市町村の役割をどう考

えるか。

○ 小規模市町村における教育行政の広域化についてどう考えるか。

などを中心に御検討をお願いします。

3 学校と教育行政、保護者・地域住民との関係の在り方について

第三に、学校と教育行政、保護者・地域住民との関係の在り方についてであります。

教育再生実行会議から示された改革の方向性を踏まえ、学校と教育行政との関係の在り方、学校と保護者・地域住民との関係の在り方などについて、御検討をお願いします。

以上が中心的に御審議をお願いしたい事項であります。このほかにも今後の地方教育行政の在り方に関し必要な事項について御検討をお願いします。

小・中学校における土曜日授業について（検討資料）

H25.6.5 小中学校課

1 土曜日授業の定義

○子どもたちの代休日を設けずに土曜日に行う授業で、以下の要件を満たすもの

- ・学校週5日制の趣旨を踏まえ、保護者や地域住民に開かれた学校づくりを一層推進する観点から実施するものであること【地域協働・県民参画】
- ・教育課程に位置づけられるものであること

2 想定される主な授業内容

- 家庭や地域の協力・参画を得て実施する授業や学校行事
- 家庭や地域との連携により、一層成果が期待される学習活動
- 保護者や地域住民等への公開授業

周年行事、年長者との交流会、収穫祭
地域清掃活動、地域住民も加わった防災訓練
芸術鑑賞教室、中学校体験、ようこそ先輩
修学旅行報告会、学習発表会、文化祭、合唱コンクール
運動会・体育会の練習、マラソン大会、球技大会 など
校外学習や体験的な活動（総合的な学習の時間等における、職場体験、稲作体験、地域清掃活動、町探検等）

3 考えられる土曜日授業のメリット

- 土曜日は保護者や地域の方の学校教育への協力・参画が得やすく、授業公開やゲストティーチャー等を招いた学習を一層推進することができる。
- 子どもが多くの人と触れあうことで、「おもてなし」や「思いやり」の心が育まれる。
- 子どもたちの成長を、多様な視点で長期的に見守る風土ができる。
- 地域のよさやふるさとへの誇りを感じられる学習が展開しやすくなる。
- 平日の時間割を軽減させ、平日に教員が子どもと向き合う時間（放課後の補充学習、教育相談など）や研修会、教材研究など授業の質を高める時間の確保時間確保など、学校運営の上で柔軟かつ効果的な運用ができる。

5 検討が必要と考えられる事項

- 実施回数（年間の目安の回数、月ごとの上限を設けるなど）
- 保護者、地域住民、関係団体等の理解をどのように得るか
- 児童生徒の負担に配慮しつつ、教育課程への適切な位置づけを図ること
- 教職員の勤務（週休日の振替など）に係る適切な処置

6 国の動き

- 第2期教育振興基本計画の答申（H25.4.25）において、アクション（施策）として「地域の実情を踏まえた土曜日の活用促進」が位置づけられたり、文部科学省内に土曜日授業の在り方PTが設置される（H25.3.18 第1回会議）などしており、土曜日授業についての国での議論が高まっている。

7 全国の動き

- 平成25年度は、12の都府県で土曜日授業の実施を予定（試行を含む）。
- 教員の勤務日振替が必要なことから、実施回数は月2回を上限としている場合が多い。

8 読売新聞社の「教育」に関する世論調査

- 「学校週6日制を望む」79% 「行わなくてよい」17%
- 土曜授業を望む理由（複数回答） 「学力向上につながる」63%

調査日：2013年3月30-31日

対象者：全国有権者3000人（250地点、層化二段無作為抽出法）

方法：個別訪問面接聴取法、回収：1472人（回収率49%）

【土曜日授業関係部分】

Q 文部科学省は、公立の小・中学校と高校で、土曜日も授業を行う「学校週6日制」に戻すことを検討しています。あなたは、土曜日にどの程度、授業を行うべきだと思いますか。回答リストの中から、1つだけあげてください。

- | | | | | |
|----|---------------|-----|------------|-----|
| 答え | 1. 毎週行う | 41% | 3. 行わなくてよい | 17% |
| | 2. 月に1、2回程度行う | 38% | 4. 答えない | 4% |

SQ1【前問の答えが「1」「2」の人だけ】あなたが行うべきだと思う理由を、回答リストの中から、3つまであげてください。

- | | | |
|----|---------------------------|-----|
| 答え | 1. 学力向上につながる | 63% |
| | 2. 家庭では十分な教育ができない | 30% |
| | 3. 過密な授業スケジュールを緩和できる | 49% |
| | 4. 学習塾に通う子供との教育格差の解消につながる | 32% |
| | 5. 私立や一部の公立校で既に実施している | 10% |
| | 6. その他 | 2% |
| | 7. 答えない | 0% |

平成25年7月18日 中国地区市町村教育委員会連合会 研究大会

教育行政の動向

平成25年7月18日

文部科学省大臣官房審議官(初等中等教育局担当)

山下 和 茂

安倍政権 = 教育政策
「教育再生会議」

教育再生実行会議について

<趣旨>

21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を実行に移していくため、内閣の最重要課題の一つとして教育改革を推進する必要がある。このため、「教育再生実行会議」を開催する。(平成25年1月15日閣議決定)

<構成員>

安倍晋三	内閣総理大臣 (21世紀) 重視している(19x4)
菅 義偉	内閣官房長官
下村 博文	文部科学大臣兼教育再生担当大臣 ... 実行可能な高い使命
(有識者)	
大竹 美喜	アフラック(アメリカンファミリー生命保険会社)創業者・最高顧問
尾崎 正直	高知県知事
貝ノ瀬 滋	三鷹市教育委員会委員長
加戸 守行	前愛媛県知事
蒲島 郁夫	熊本県知事
◎ 鎌田 薫	早稲田大学総長
川合 眞紀	東京大学教授、理化学研究所理事
河野 達信	全日本教職員連盟委員長
佐々木 喜一	成基コミュニティグループ代表
鈴木 高弘	専修大学附属高等学校理事・前校長
曾野 綾子	作家
武田 美保	スポーツ / 教育コメンテーター
○ 佃 和夫	三菱重工業株式会社取締役相談役
八木 秀次	高崎経済大学教授
山内 昌之	東京大学名誉教授、明治大学特任教授
(オブザーバー)	
遠藤 利明	衆議院議員
富田 茂之	衆議院議員

<審議経過>

2月26日 第一次提言(いじめの問題等への対応について)とりまとめ

4月15日 第二次提言(教育委員会制度等の在り方について)とりまとめ

5月28日 第三次提言(大学教育等の在り方について)とりまとめ

6月6日 ~ 高大接続・大学入試の在り方について審議開始

↳ 困難 9月提言(予定)

自民党: 教育再生本部

※ 大阪市いじめ自殺事件

教育再生実行会議第 1 次提言(平成25年3月1日閣議報告) ～いじめの問題等への対応について～〈概要〉

1 心と体の調和の取れた人間の育成に社会全体で取り組む。道徳を新たな枠組みによって教科化し、人間性に深く迫る教育を行う。

- 道徳を新たな枠組みによって教科化し、指導内容を充実。
- 効果的な指導方法を明確化し、全ての教員が習得できるよう普及。道徳の教材として具体的な人物や地域、我が国の伝統と文化に根ざす題材等を重視。
- 家庭や地域で大人が率先垂範して一人の人間としての在るべき姿を示し、しつけるべきことをしつける。

2 社会総がかりでいじめに対峙していくための法律の制定 ⇒ 定義立法

- いじめに対峙していくための基本的な理念を明示し、いじめの予防・発見・対策をとる体制を整備するため、次のような内容を含む法律の制定が必要。
 - ・ いじめの定義を明らかにし、社会総がかりでいじめに対峙していく姿勢
 - ・ いじめを絶対に許さず、いじめられている子を全力で守る大人の責務
 - ・ いじめに向き合っていく体制(相談体制、関係機関との連携・協力)の構築
 - ・ いじめへの迅速かつ毅然とした対応(いじめの通報、被害者支援、加害者指導)

3 学校、家庭、地域、全ての関係者が一丸となって、いじめに向き合う責任のある体制を築く。

- 学校における相談体制の整備。実態把握のための定期的な調査の実施。
- 学校、家庭、地域、警察等関係機関との連携協力体制を整備することによるいじめ予防。
- いじめ問題への適切な対応に努める学校や教職員を適正に評価。いじめに適切に対処できるよう、教職員研修の充実。養成段階からの専門的・実践的スキルの育成。いじめの態様に応じた解決の成功例やノウハウの蓄積・共有。
- スクールカウンセラー等の配置促進。
- 子どもにきめ細かく対応するため、教職員配置を改善充実し、少人数指導・少人数学級の推進や生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など学校の取組を支援。
- コミュニティ・スクールの導入など、地域とともにある学校づくりの積極的推進。

4 いじめられている子を守り抜き、いじめている子には毅然として適切な指導を行う。

- いじめ発見者が学校等に通報。なお解決されない重大事案は第三者的組織が対応。
- いじめられている子への組織的・継続的ケア。いじめている子への段階的・継続的な指導。
- 深刻ないじめが続く、教育上必要があるときは懲戒を行う。いじめられている子を守るために必要なときは出席停止措置等の実施。その際の十分な指導体制の整備。
- 犯罪行為として取り扱われるべきものは警察と連携して迅速に対処。

法律上の「いじめ」

①
「一般的ないじめではない」
社会

いじめ防止対策推進法（概要）

一 総則

- 1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

- 2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

二 いじめの防止基本方針等

- 1 国、地方公共団体及び学校の各主体による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定（※）について定めること。

※国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務

- 2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

三 基本的施策・いじめの防止等に関する措置

- 1 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動について定めること。
- 2 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- 3 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として①いじめの事実確認、②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めること。
- 4 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

四 重大事態への対処

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとすること。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、1の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 地方公共団体の長等（※）に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による1の調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずること等について定めること。

※公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

五 雑則

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。

道徳教育の充実に関する懇談会について

1. 趣旨

教育再生実行会議の第一次提言(平成25年2月26日)において、いじめ問題の本質的な解決に向け、心と体の調和のとれた人間の育成に取り組む観点から、道徳教育の抜本的な充実を図るとともに、新たな枠組みにより教科化することが提言された。

この提言を踏まえ、道徳教育の具体的な成果や課題を検証しつつ、「心のノート」の全面改訂や教員の指導力向上など、道徳教育の充実方策についての検討を行うとともに、これらの成果等も踏まえながら、道徳の教科化の具体的な在り方についての検討を行う。

2. 検討事項

今後の道徳教育の充実方策についての検討を行う。

- (1)「心のノート」の内容について
- (2)教員の指導力向上について
- (3)道徳の教科化に向けての論点整理について
- (4)その他

3. 実施方法

- (1)別紙の委員の協力を得て、上記2に掲げる事項について検討を行う。
- (2)必要に応じ、別紙委員以外の者にも協力を求めることができる。
- (3)必要に応じ、部会を置くことができる。

4. 実施期間

平成25年3月26日から平成26年3月31日までとする。

5. その他

- (1)本懇談会に関する庶務は、初等中等教育局教育課程課において処理する。
- (2)その他本懇談会の運営に必要な事項は、懇談会において定める。

<委員名簿(◎座長、○副座長)>

- 今田忠彦 横浜市教育委員会教育委員長
- 押谷由夫 昭和女子大学大学院生活機構研究科教授
- 貝塚茂樹 武蔵野大学教育学部教授
- 坂元 章 お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授
- 白木みどり 上越教育大学大学院准教授
- 鈴木明雄 東京都北区立飛鳥中学校長
- 銭谷眞美 東京国立博物館長
- 高橋妃彩子 東京都渋谷区立加計塚小学校長
- 土井真一 京都大学大学院法学研究科教授
- ◎鳥居泰彦 慶応義塾学事顧問
- 中村 哲 関西学院大学教育学部教授、和文化教育学会理事長
- 西村忠浩 公益社団法人日本青年会議所未来を切り拓く日本人育成会議議長
- 長谷 徹 東京家政学院大学現代生活学部教授
- 細川珠生 政治ジャーナリスト
- 無藤 隆 白梅学園大学子ども学部教授兼子ども学研究科長
- 山縣然太郎 山梨大学大学院医学工学総合研究部教授
- 山田昌弘 中央大学文学部教授

民生院: 事業は分けデジタル化
! 現在: 印刷中(印刷器では...
教科化の意味は?
学校管理は実施規則。
①教科書開発委員会
教科書がない
②教科書開発委員会
教科書開発委員会(中学校)
③評価開発委員会
評価開発委員会(通信簿)
内容検討
◎スケジュール未定
施行規則的
指導要領)改正
教科書発行(別紙) = 困難

教育再生実行会議第2次提言(平成25年4月15日) ～教育委員会等の在り方について～<抜粋>

1. 地方教育行政の権限と責任を明確にし、全国どこでも責任ある体制を築く。

- 地方公共団体における教育行政の責任体制を明確にするため、首長が任免を行う教育長が、地方公共団体の教育行政の責任者として教育事務を行うよう現行制度を見直す。首長による教育長の任命・罷免に際しては、議会の同意を得ることとし、議会が教育長の資質・能力をチェックする。
- 教育長を教育行政の責任者とするに伴い、教育委員会の性格を改め、その機能は、地域の教育の在るべき姿や基本方針などについて闊達な審議を行い、教育長に対し大きな方向性を示すとともに、教育長による教育事務の執行状況に対するチェックを行うこととする。
- 政治的中立性等を確保するため、特に、教育長が教育の基本方針や教育内容に関わる事項を決定する際には、教育委員会で審議することとするなどの制度上の措置を講ずる。

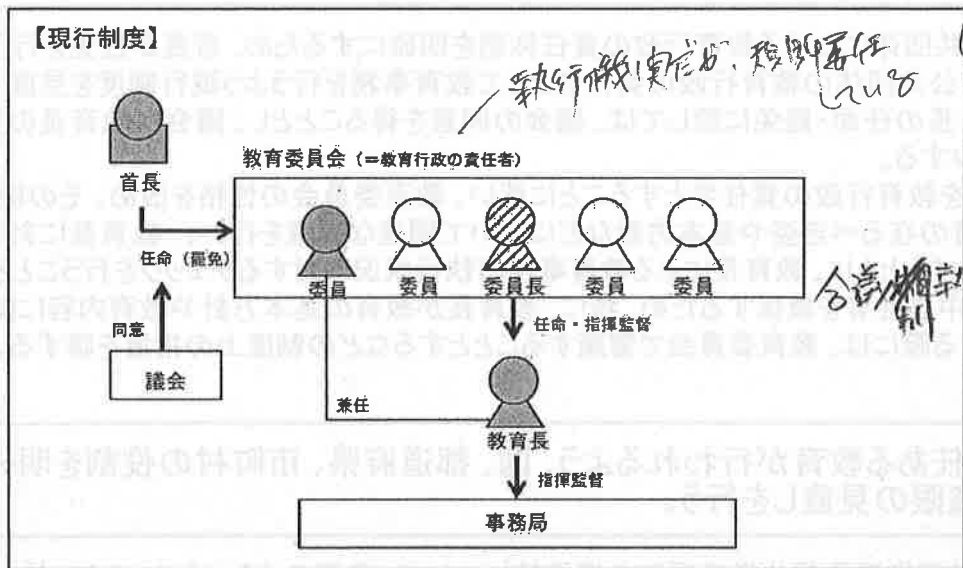
2. 責任ある教育が行われるよう、国、都道府県、市町村の役割を明確にし、権限の見直しを行う。

- 国は、学習指導要領や学級編制の標準等について、教育のナショナル・スタンダードを維持しつつ、各地方公共団体がそれぞれの創意工夫によって、特色ある教育を十分展開できるようにする。
- 他方、責任ある教育行政が確実に行われるよう、具体的教育行政については、原則として地方公共団体自らが判断し、責任を負うべきとの前提に立った上で、地方公共団体の教育行政が法令の規定に違反したり、子どもの生命・身体や教育を受ける権利が侵害されたりする場合には、最終的には、国が、是正・改善の指示等を行えるようにすることにより、その責任をしっかりと果たせるようにする。
- 国は、県費負担教職員の人事権について、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、市町村に委譲することを検討する。また、指定都市について、税財源措置の方策等に関して関係道府県・指定都市等の理解を得た上で、教職員の人事権者と給与負担者を一致させることを検討する。学校についても、教職員の人事についての校長の権限を強化するため、市町村の教育行政部局は、校長の意向の反映に努めることとする。
- 国及び地方公共団体は、困難にも自ら進んで立ち向かい、学び、成長し続ける教師の育成に積極的に取り組む。教育は子どもたちの将来に繋がる魅力的な営みであり、真に頑張っている教師の士気を高めるためにふさわしい処遇の改善や、一定の教育水準を確保し、その維持向上を図るため、義務教育費の負担金等について、国が十分に責任を果たす。
- 義務教育についての市町村の権限と責任体制を確立することに伴い、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るべく、国は、諸外国の制度も参考としつつ、我が国にふさわしい地方教育行政や学校教育の第三者評価の仕組みについて検討する。その際、教育の質を改善し、向上させていくことを目的として、地方の教育行政や学校教育の成果とプロセスを評価し、優秀な事例を目標にして全体がそれを目指す仕組みとする。

総務省
地方公共団体
地方自治

3. 地方教育行政や学校運営に対し、地域住民の意向を適切に反映する。

【参考】教育委員会制度改革のイメージ



※戦後から探して議論されていり (PKI) (戦後) 世界的にはない

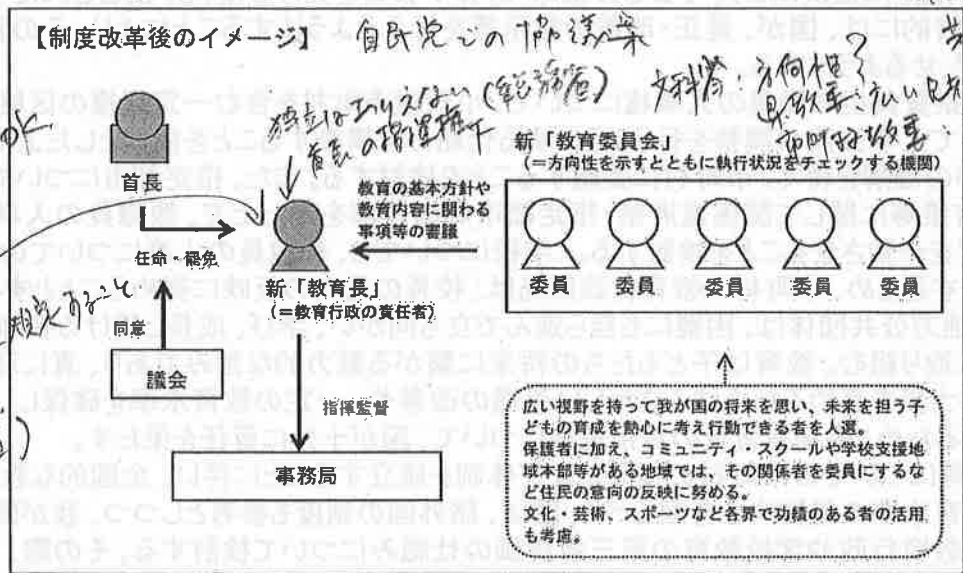
地方自治と同様 (コミニティ)

戦前 戦後

国 (内閣) 教育 (戦後)

教員 首長任命

※日教組



文科省 → 範務権

地方自治法に規定あり

憲法 (道政) (法務省)

民主党

教員は、予備機関 (監査機関)

※日教組

※ 新「教育委員会」で審議すべき事項とその取扱い、委員の任命方法、新「教育長」の罷免要件等の詳細な制度設計については、今後、中央教育審議会において更に専門的に審議。

11 来年の通常国会へ提案 (大)

第2期教育振興基本計画 第1部 総論 概要 ～我が国の危機回避に向けた4つの基本的方向性～

※教育振興基本計画:教育基本法第17条第1項に基づき政府が策定する、教育の振興に関する総合計画(第2期計画期間:平成25～29年度)

教育行政の4つの基本的方向性

⇒ 改正教育基本法の理念を踏まえ教育再生を実現するため、生涯の各段階を貫く方向性を設定し、成果目標・指標、具体的方策を体系的に整理(次頁参照)。

1. 社会を生き抜く力の養成

～多様で変化の激しい社会の中で個人の自立と協働を図るための主体的・能動的な力～
→ 「教育成果の保証」に向けた条件整備

2. 未来への飛躍を実現する人材の養成

～変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引していく人材～
→ 創造性やチャレンジ精神、リーダーシップ、日本人としてのアイデンティティ、語学力・コミュニケーション能力などの育成に向けた多様な体験・切磋琢磨の機会の増大、優れた能力と多様な個性を伸ばす環境の醸成

3. 学びのセーフティネットの構築

～誰もがアクセスできる多様な学習機会を～
→ 教育費負担軽減など学習機会の確保や安全安心な教育研究環境の確保

4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

～社会が人を育み、人が社会をつくる好循環～
→ 学習を通じて多様な人が集い協働するための体制・ネットワークの形成など社会全体の教育力の強化や、人々が主体的に社会参画し相互に支え合うための環境整備

(共通理念)

- ◆ 教育における多様性の尊重
- ◆ ライフステージに応じた「縦」の接続
- ◆ 社会全体の「横」の連携・協働
- ◆ 現場の活性化に向けた国・地方の連携・協働

(教育投資の在り方)

- ◆ 現下の様々な教育課題を踏まえ、今後の教育投資の方向性としては、以下の3点を中心に充実を図る。
 - ・ 協働型・双方向型学習など質の高い教育を可能とする環境の構築
 - ・ 家計における教育費負担の軽減
 - ・ 安全・安心な教育研究環境の構築(学校施設の耐震化など)
- ◆ 教育の再生は最優先の政策課題の一つであり、欧米主要国を上回る質の高い教育の実現が求められている。このため、OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、第2期計画期間内においては、第2部において掲げる成果目標の達成や基本施策の実施に必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保していくことが必要。

(危機回避シナリオ)

- 個々人の自己実現、社会の「担い手」の増加、格差の改善(若者・女性・高齢者・障害者などを含め、生涯現役、全員参加に向けて個人の能力を最大限伸長)
- 社会全体の生産性向上(グローバル化に対応したイノベーションなど)
- 一人一人の絆の確保(社会関係資本の形成)
- ⇒ 一人一人が育りと自價を取り戻し、社会の幅広い人々が実感できる成長を実現

我が国を取り巻く危機的状況

相互に連関

<p>○少子化・高齢化の進展</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産年齢人口の減少(2060年には、我が国の人口は2010年比約3割減の約9千万人まで減少、そのうち4割が65歳以上の高齢者。) ・ 経済規模縮小、税収減、社会保障費の拡大 → 社会全体の活力低下 	<p>東日本大震災により一層の顕在化・加速化</p>	<p>○地域社会、家族の衰微</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域社会等のつながりや支え合いによるセーフティネット機能の低下 ・ 価値観・ライフスタイルの多様化 → 個々人の孤立化、規範意識の低下
<p>○グローバル化の進展</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人・モノ・金・情報等の流動化 ・ 「知識基盤社会」の本格的到来 ・ 新興国の台頭等による国際競争の激化 ・ 生産拠点を海外移転による産業空洞化 → 我が国の国際的な存在感の低下 		<p>○格差の再生産・固定化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済格差の進行→教育格差→教育格差の再生産・固定化(同一世代内、世代間) → 一人一人の豊穡減退、社会の不安定化
<p>○雇用環境の変遷</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 終身雇用・年功序列等の変容 ・ 定業内教育による人材育成機能の低下 → 失業率、非正規雇用の増加 		<p>○地球規模の課題への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境問題、食料・エネルギー問題、民族・宗教紛争など様々な地球規模の課題に直面しており、かつてのような物質的豊かさのみの追求という視点から脱却し、持続可能な社会の構築に向けて取り組んでいくことが必要。

一方で...

【我が国の様々な強み】

- 多様な文化・芸術や優れた感性
- 科学的技術、「ものづくり」の基盤技術
- 勤勉性・協調性、思いやりの心
- 基礎的な知識技能の平均レベルの高さ
- 人の絆

【震災の教訓(危機打開に向けた手がかり)】

- 諦めず、状況を的確に捉え自ら考え行動する力
- イノベーションなど未来志向の復興、社会づくり
- 安心して必要な力を身に付けられる環境
- 人々と地域間、各国間に存在するつながり、人と自然との共生の重要性

【第1期計画の評価】

- 第1期計画で掲げた「10年を以てして目指すべき教育の姿」の達成はいまだ途上。
- ・ 様々な取組を行ったが、学習意欲・学習時間、低学力層の存在、グローバル化等への対応、若者の内向き志向、規範意識・社会性等の育成など依然として課題が存在。
- ・ 一方、コミュニティの協働による課題解決や、教育格差の問題など新たな視点も浮上。
- 一方では、「個々人の多様な強みを引き出す」という視点、「学校段階間や学校・社会生活間の接続」「十分なPDCAサイクル」の不足など

今後の社会の方向性

⇒ 「自立」「協働」「創造」の3つの理念の実現に向けた生涯学習社会を構築

創造

自立・協働を通じて更なる新たな価値を創造していくことのできる生涯学習社会

自立

一人一人が多様な個性・能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り開いていくことのできる生涯学習社会

協働

個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かして、ともに支え合い、高め合い、社会に参画することのできる生涯学習社会

教育再生実行の基盤となる教職員等指導体制の整備

(平成25年度 義務教育費国庫負担金等予算)

《義務教育費国庫負担金》

平成25年度予算額 1兆4,879億円 (対前年度 ▲697億円)
 (参考) 復興特別会計 21億円 (対前年度 ▲1億円)



- ・教職員定数の改善 +29億円(+1,400人)
- ・教職員定数の自然減・合理化減 ▲82億円(▲3,200人+▲600人)
- ・給与臨時特例法を踏まえた削減 ▲631億円
- ・教職員の若返り等による給与減 ▲13億円

教職員定数の改善 1,400人 (29億円)

※800人(17億円)の改善増

- ①いじめ問題への対応など学校運営の改善充実 400人
 (うち主幹教諭の配置促進: 200人)
- ②通級指導など特別支援教育の充実 600人
- ③小学校における専科指導の充実 400人
 (小・中連携、理数・外国語教育等の先進的な取組への支援)
 [※少子化を踏まえた合理化減 ▲600人]

被災した児童生徒のための学習支援として1,000人(前年同)の加配措置【復興特別会計】

《補習等のための指導員等派遣事業(新規)》

～ 学校いきいきサポート人材の活用 ～

平成25年度予算額 28億円 (約7千人 ※常勤教員ベースで2,100人相当)

放課後や土曜日における学習、補充学習
 など学力向上等のための学校サポーター

- 配置人数 6,900人
- 事業主体: 都道府県及び政令指定都市
- 補助割合: 1/3

《活用の例》

- ・放課後や土曜日の補充学習、発展的な学習への対応
- ・教材開発・作成など教師の授業準備や授業中の補助
- ・臨時教員等経験の浅い教員に対する指導・助言
- ・小1プロブレム・中1ギャップへの対応
- ・外国人児童生徒への日本語指導



等

→ 今後の少人数学級の推進や計画的な定数改善については、引き続き検討
 (別添参照)

平成25年1月27日

財務省
文部科学省

義務教育費国庫負担金については、以下の基本的な考え方に沿って扱うこととする。

1. 平成25年度については、教育再生実行の基盤として、いじめ問題への対応、学校運営体制の整備（主幹教諭の配置促進）、特別支援教育（通級指導の充実）、小学校における専科指導の充実等の教育課題に対応するため1,400人の加配定数増を行う。

一方で、少子化による児童生徒数の減少等を踏まえ、既存の加配定数について必要な合理化を図る。（合理化減▲600人）

また、学力向上のための補習等に対応するため、地域人材による指導員等外部人材の活用事業を新たに実施する。

これらとは別に、東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配定数1,000人を措置する。

2. 今後の少人数学級の推進については、習熟度別指導等とあわせ、文部科学省において、その効果について平成25年度全国学力・学習状況調査等を活用し十分な検証を行いつつ、教職員の人事管理を含めた教職員定数の在り方全般について検討する。

14D
24味
24h X

3. 「2.」の検討を見つつ、今後の少子化の進展や国・地方の財政状況等を勘案し、教育の質の向上につながる教職員配置の適正化を計画的に行うことその他の方策を引き続き検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

計画10知
財務省入職

「教職員の人事管理を含めた教職員定数の在り方検討チーム」について

①趣旨

平成23年4月に施行された義務標準法一部改正法の附則及び関係の附帯決議、平成25年度予算編成における財務省・文部科学省合意を踏まえ、教職員の人事管理を含めた教職員定数の在り方全般について検討し、今後の教職員等の指導体制の充実に努める。

当面は、平成26年度概算要求に向けて具体的方策を検討する。

②検討方法

・省内に義家大臣政務官を主査・初等中等教育局長を副主査とし、関係審議官・課長等をメンバーとする検討チームを設置。(平成25年4月25日～、同日第1回会議を開催)

・検討に当たっては、3. の検討項目に即して、教育・地方関係団体、地方自治体、有識者からのヒアリングや意見の書面提出を実施。

・教育再生実行会議や中央教育審議会における、関連する提言や議論を検討に適宜反映。

③検討項目

(1)教職員等指導体制の在り方

- ① 少人数学級の推進
- ② 習熟度別指導、小学校における専科指導、補習等の学習支援など学力向上、特別支援教育、いじめ問題への対応、地域連携強化など、教職員等の指導体制の在り方
- ③ 地域間格差や家庭の経済状況による教育格差を解消し、義務教育の機会均等と水準確保を図るための、教職員等の指導体制の在り方
- ④ 上記の指導体制の整備を計画的に行う具体的方策
- ⑤ 平成25年度全国学力・学習状況調査を活用した具体的検証

(2)教職員の人事管理等の在り方

- ① 優れた人材を確保するための教員採用や研修の充実など教員の資質向上方策
- ② 真に頑張っている教職員に報いるメリハリある教員給与の在り方
- ③ 主幹教諭の配置促進など学校の組織運営の改善
- ④ 学校における業務運営の在り方の見直し
- ⑤ 指導力不足教員など適性を欠く教員に対する厳格な人事管理の在り方

(3)設置者への権限移譲の在り方

- ① 指定都市や中核市への給与負担や任命権等の移譲の在り方

(4)その他教職員等の指導体制の充実に必要な事項

◎お味い表

文部科学省「土曜授業に関する検討チーム」中間まとめ【概要】

1 土曜授業に関する検討の経緯

- 本年3月、省内に、「土曜授業に関する検討チーム」（主査：義家弘介大臣政務官）を立ち上げ、教育委員会等からのヒアリングも行いつつ、土曜授業の在り方について検討。

2 土曜授業の実施に関する基本的方向

(1) 土曜日における教育活動の理念

- 学校、家庭、地域の三者が連携し、役割分担しながら社会全体で子供を育てるという理念は、普遍的に重要。
- 学校週5日制は、このような基本理念を踏まえて導入されたものであるが、一方で、土曜日を必ずしも有意義に過ごせていない子供たちも少なからず存在するとの指摘。子供たちにこれまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支えることができるよう、学校、家庭、地域が連携し、役割分担しながら取組を充実することが必要。

(2) 土曜授業の制度設計

- 学校において子供たちに土曜日における充実した学習機会を提供する方策の1つとして土曜授業を捉え、その推進のための制度設計について、以下の2つの場合に分けて検討。

<全国一律で土曜授業を制度化する場合（隔週等で実施する場合も含む）>

- 全国一律で原則土曜日に授業を行う制度へ変更。
- 学校週5日制を前提に定着してきた様々な取組や実情があることなどに留意した上で検討することが必要。
- 教職員の勤務体制についても、法令改正などを検討する必要性があり、労働法制及び公務員法制全体に関わる課題となりうることに留意することが必要。

<設置者の判断で土曜授業を実施する場合（隔週等で実施する場合も含む）>

- 現在も、一部で実施され、成果が報告。
- 学校教育法施行規則に定める「特別の必要がある場合」の基準が明確でないことが、各設置者に実施を躊躇させているとの指摘がある。
- 学校教育法施行規則を改正し、設置者の主体的な判断で土曜日に授業を実施することが可能である旨を明確化することにより、土曜授業の実施を促進し、子供たちの学習活動の充実を図ることが考えられる。

専
月2回
(改定後の要件)
指針から

- 全国一律での土曜授業の制度化については、今後、教育課程全体の在り方の中で検討する必要。

まずは、設置者の判断により、これまで以上に土曜授業に取り組みやすくなるよう、学校教育法施行規則の改正等を行うことが考えられる。

- 質の高い土曜授業の実施のための支援策や、土曜日の地域における学習やスポーツ、体験活動など様々な活動を一層促進するための方策など、子供たちの土曜日をトータルとしてより豊かで有意義なものとするための施策についても検討する必要。

(3) 土曜授業の実施に当たり留意すべきこと

- 例えば、地域と連携した体験活動や、豊富な知識・経験を持つ社会人等の外部人材の協力を得た取組など、土曜日に実施することのメリットを活かしながら、道徳や総合的な学習の時間、特別活動などの授業を行うなどといった工夫が期待。
- 土曜授業を実施する場合どの程度の頻度とするかなどについては、学校や地域の実情、子供たちの負担等も踏まえながら、設置者において適切に判断。土曜授業以外にも、地域における様々な活動が実施されていることから、学校、家庭、地域が連携して、土曜日を有意義に活用していくことが重要。

3 今後の検討

- 以上の基本的方向をもとに、今後更に必要な調査や情報収集等を行いながら、具体的な制度設計や支援方策等について検討。
- 特に、今後の制度改正等にも資するよう、改めて各教育委員会等への調査を行うとともに、本年度の全国学力・学習状況調査における児童生徒の土曜日の過ごし方についての結果等も踏まえながら、中央教育審議会等における議論も踏まえた専門的な検討を行い、本年秋を目途に一定の成果を出すことを目指す。

The diagram illustrates the organizational structure and flow of information for the implementation of Saturday classes. It shows a hierarchy from national-level bodies (National Education Commission) down to local schools and parents. Arrows indicate the direction of communication and implementation. Key entities mentioned include the National Education Commission, Prefectural Education Commission, Municipal Education Commission, Schools, and Parents. The diagram also includes various text boxes and arrows, though the text is mostly illegible due to fading.

○教育の資質向上について(平成24年8月28日中教審答申)

**教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な
向上方策について(答申)の概要**

現状と課題

- ◆グローバル化など社会の急速な進展の中で人材育成像が変化しており、21世紀を生き抜くための力を育成するため、思考力・判断力・表現力等の育成など新たな学びに対応した指導力を身に付けることが必要
- ◆学校現場における諸課題の高度化・複雑化により、初任段階の教員が困難を抱えており、養成段階における実践的指導力の育成強化が必要

改革の方向性

教育委員会と大学との連携・協働による教職生活の全体を通じた一体的な改革、新たな学びを支える教員の養成と、学び続ける教員を支援する仕組みの構築(「学び続ける教員像」の確立)が必要

教員養成の改革の方向性：教員養成を修士レベル化し、高度専門職業人として位置付け

教員免許制度の改革の方向性：

「一般免許状(仮称)」、「基礎免許状(仮称)」、「専門免許状(仮称)」の創設

- 一般免許状(仮称)：探究力、新たな学びを展開できる実践的指導力、コミュニケーション力等を保証する、標準的な免許状。学部4年に加え、1年から2年程度の修士レベルの課程での学修を標準。
- 基礎免許状(仮称)：教職に関する基礎的な知識・技能を保証。学士課程修了レベル。
- 専門免許状(仮称)：特定分野に関し高い専門性を証明。(分野は、学校経営、生徒指導、教科指導等)

※「基礎免許状(仮称)」取得者が「一般免許状(仮称)」を取得する段階は、(i)採用前に取得、(ii)採用後の初任者研修と連携した修士レベルの課程の修了により取得、(iii)採用後一定期間のうちに修士レベルの課程等での学修により取得を想定

- ◆多様な人材の登用の促進
- ◆授業料減免や奨学金の活用等による学生の経済的負担の軽減について留意
- ◆教員免許更新制については、詳細な制度設計の際に更に検討
- ◆詳細な制度設計の際は、幼稚園教諭等、学校種や職種の特性に配慮するとともに、国公私設置形態に留意

当面の改善方策 ～教育委員会・学校と大学の連携・協働による高度化

修士レベル化に向け、修士レベルの課程の質と量の充実、教育委員会と大学との連携・協働等、段階的に取組を推進。主要な取組は、教育振興基本計画に盛り込む。

養成段階

- (学部レベル)
 - ◆学校現場での体験機会の充実等によるカリキュラムの改善、いじめ等の生徒指導に係る実践力の向上
 - ◆課程認定の厳格化等質保証の改革
- (修士レベル)
 - ◆教職大学院制度を発展・拡充し、全ての都道府県に設置を推進(現状25大学(20都道府県)815人)
 - ◆いじめ等の生徒指導に係る事例やノウハウの集積等、教育研究の充実
 - ◆大学院設置基準の大括り化等
 - ◆専修免許状の在り方の見直し(一定の実践的科目の必修化推進等)
 - ◆学習科学等実践的な教育学研究の推進
 - ◆柔軟かつ多様な大学間連携の推進

採用段階

- ◆大学での学習状況の評価の反映等選考方法の一層の改善

初任段階

- ◆教育委員会と大学との連携・協働による初任段階の研修の高度化
- ◆初任段階の教員を複数年にわたり支援する仕組みの構築

教育委員会・学校と大学の連携・協働

多様な人材の登用

- ◆社会人、理数系、英語力のある人材等多様な人材が教職を志す仕組みの検討

現職段階及び管理職の段階

- (現職段階)
 - ◆教育委員会と大学との連携・協働による現職研修のプログラム化・単位化の推進
- (管理職段階)
 - ◆マネジメント力を有する管理職の職能開発のシステム化の推進

グローバル化への対応

- ◆教員を志望する学生の海外留学を促進

特別支援教育の専門性向上

- ◆免許法認定講習の受講促進等の取組により、特別支援学校教諭免許状の取得率の向上

学校が魅力ある職場となるための支援、改善を進める上での留意事項

- ◆教員に優れた人材が得られるよう、教員給与等の処遇の在り方の検討や教職員配置など教育条件を整備
- ◆先導的な取組を支援するための事業の実施、大学院への派遣の促進や初任者研修をはじめとした教員研修のより一層効果的な取組を推進するための研修等定数の改善、効果的な活用等の支援が必要

第38回人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会

鳥取県人権教育推進協議会
第38回人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会実行委員会

ご 案 内

人権が尊重される社会の実現に向けて、日々ご努力いただいている県民の皆様へ心からの感謝の意を表します。

1974（昭和49）年、部落問題の解決を全県民の力で成し遂げようとの願いから出発した本研究集会は、回を重ねる中で、部落問題をはじめ様々な人権問題に気づき解決しようとする、広がりや深まりを持った集会へと発展してきました。

第38回を迎える本県の研究集会は、更なる「充実と発展」をめざし、互いの人権が尊重される社会の実現をもとめて「第38回人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会」として開催します。

生活の中にある具体的な問題や県内各地域における実践を持ち寄って交流しましょう。自らの問題として話し合いを深め、互いの成果に学び合う研究集会にしていきましょう。

私たち県民の研究集会として、多くの皆様の参加をお願いします。

開 催 要 項

- 目 的** 本研究集会は、今日まで積み上げてきた差別の現実から深く学ぶ実践・交流の成果を踏まえ、部落差別をはじめあらゆる差別をなくし、人権尊重社会の実現に向けて、全県民を対象とした集会として開催します。
- 主 催** 鳥取県人権教育推進協議会
第38回人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会実行委員会
- 後 援** 鳥取県 鳥取県教育委員会 米子市 境港市 日吉津村 大山町 南部町 伯耆町 日南町 日野町 江府町 米子市教育委員会 鳥取県同和対策協議会 部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会 公益社団法人鳥取県人権文化センター 鳥取県議会 鳥取県市長会 鳥取県町村会 鳥取県市議会議長会 鳥取県町村議会議長会 鳥取県市町村教育委員会研究協議会 鳥取県子ども家庭育み協会 鳥取県国公立幼稚園教育研究会 鳥取県私立幼稚園協会 鳥取県人権保育連絡会 鳥取県小学校長会 鳥取県中学校長会 鳥取県高等学校長協会 鳥取県私立中学高等学校長会 鳥取県特別支援学校長会 鳥取大学 鳥取環境大学 鳥取短期大学 鳥取県PTA協議会 鳥取県高等学校PTA連合会 鳥取県公民館連合会 鳥取県隣保館連絡協議会 鳥取県児童館連絡協議会 鳥取県連合青年団 鳥取県連合婦人会 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 社会福祉法人鳥取県身体障害者福祉協会 鳥取県精神障害者家族会連合会 一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会 日本労働組合総連合会鳥取県連合会 鳥取県教職員組合 鳥取県高等学校教職員組合 鳥取県職員連合労働組合 自治労鳥取県本部 部落解放同盟鳥取県連合会 部落解放鳥取県共闘会議 一般社団法人鳥取県経営者協会 鳥取県商工会議所連合会 鳥取県商工会連合会 鳥取県中小企業団体中央会 公益社団法人鳥取青年会議所 鳥取県農業協同組合中央会鳥取県仏教連合会 一般社団法人鳥取県建設業協会 一般社団法人鳥取県東部建設業協会 鳥取市人権啓発企業連絡会 倉吉市同和問題企業連絡会 米子市人権問題企業連絡会 鳥取県在日外国人教育研究会連絡会 鳥取県男女共同参画推進会議（株）新日本海新聞社 山陰中央新報鳥取総局 朝日新聞鳥取総局 産経新聞鳥取支局 毎日新聞鳥取支局 読売新聞鳥取支局 中国新聞鳥取支局 ㊦㊧㊨鳥取放送局 日本海テレビ 山陰中央テレビジョン放送（株）BSS山陰放送 エフエム山陰 テレビ朝日鳥取支局 時事通信社鳥取支局 日本海ケーブルネットワーク株式会社 株式会社中海テレビ放送
- テ ー マ** 「人権尊重社会の実現に向けて、研究と実践を交流しよう」
- 期 日** 2013（平成25）年8月7日（水）～8日（木）
- 会 場** 全体会場 米子コンベンションセンター（ビッグシップ）多目的ホール
分科会場 米子コンベンションセンター（ビッグシップ）小ホール他7会場
- 日 程**

	9:00	10:00	11:40	12:40	16:00
7日(水)	受 付	全体会(基調提案・特別報告)	昼 食	①講演 ②公演	閉 会
8日(木)	受 付	分 科 会	昼 食	分 科 会	
	9:45	12:00	13:00	16:00	

※第2分科会第2分散会、及び第4分科会は、開始を10:00とします。
- 特別報告** 「自立生活への最初の一步 ～米子障がい者行動する会が果たした役割～」
報告者：米子障がい者行動する会 大羽 和 弘 さん 福 本 真理子 さん
- 講 演** 演題「家族の思い」
講 師：北朝鮮による拉致被害者家族連絡会 松 本 孟 さん
- 公 演** 演題「多くの人とのつながりを求めて ～一人の百歩より 百人の一步～」
講 師：人権バンド「しんゆう」

- 駐 車 場**

◎どの会場も駐車場が不足していますので、できるだけJR・バス等の公共交通機関をご利用ください。車をご利用の場合は、乗り合わせてご参加いただきますようお願いいたします。ビッグシップ、米子市文化ホールの駐車場としては、ビッグシップ前の駐車場を準備していますが、絶対数が不足しています。満車になりしだい締め切ります。満車後は、各自の責任において有料駐車場等をご利用ください。

◎第1日（8月7日）

 - ・市町村貸切バス、マイクロバス等は、米子港岸壁広場の指定臨時駐車場を利用してください（会場まで送迎）。
 - ・自家用車で参加の方は、ビッグシップ前駐車場を準備していますが、できるだけ乗り合わせての参加をお願いします。

◎第2日（8月8日）

 - ・町村貸切バス、マイクロバス等は、米子港岸壁広場の指定臨時駐車場を利用してください（送迎はなし）。
 - ・ビッグシップ、米子市文化ホールでの分科会は、ビッグシップ前駐車場を、他の分科会場は併設の駐車場を利用してください。
 - ・駐車可能台数には限りがありますので、可能な限り乗り合わせての参加をお願いします。

※車椅子ご利用の方等で駐車場に配慮が必要な場合は、事前に大会事務局へ連絡してください。また、当の介助が必要な場合は駐車場係（会場係）へ申し出てください。

- 参加申し込み及び弁当について**

○参加資料代 1,500円（討議資料代・記録集代）
参加される方は、**大会前（7月26日（金）まで）**に参加券を購入して下さい。当日も受け付けますが、会場が大変混雑しますので、事前購入して下さい。

○弁 当 代 800円（お茶付き）
希望される方は、**大会前（7月26日（金）まで）**に弁当券を購入して下さい。当日の弁当受付はいたしません。

【参加券・弁当券の申し込み方法及び申込先】

 - できるだけ市町村、学校、企業、関係機関・団体等でまとめていただき、下欄の申込書にご記入の上、西部地区は子市人権政策局人権政策課（米子市役所第二庁舎）、中部地区は倉吉市企画振興部人権局人権政策課（倉吉市役所東庁舎）、東部地区は鳥取市人権政策監人権推進課、または県研究集会実行委員会（県人教事務局）へ申し込んで下さい。
 - 個人での申し込みも、上記に従って下さい。
 - 代金は、現金書留（返信用封筒（切手貼付）同封のこと）または直接持参をお願いします。
- その他**
 - 全体会・分科会とも、必ず受付を通り、参加券を係員に出して下さい。
 - 討議資料は参加券に付属しています『討議資料引換券』と交換に受け取ってください。引換券のない方には、討議資料はお渡しできませんのでご注意ください。

◎事務局所在地

大会当日事務局	米子コンベンションセンター 第4楽屋
研究集会実行委員会	〒680-0846 鳥取市扇町21 県立人権ひろば21ふらっと内 鳥取県人権教育推進協議会事務局 TEL 0857-22-0578 FAX 0857-22-0593
開催地実行委員会	〒683-8686 米子市東町161-2 米子市役所第二庁舎 米子市人権政策局人権政策課 TEL 0859-23-5415 FAX 0859-37-3184

※本研究集会はクールビズ対応（上着やネクタイ非着用）で開催します。

第38回人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会
参加券・弁当券申込書

市町村及び団体名	TEL	FAX	参加券		弁当券	
			枚	枚	枚	枚
住所 (所在地)	〒		申込数	第1日 (7日)	第2日 (8日)	
申し込み 責任者			金額	(1,500円× 枚) 円	(800円× 枚) 円	

いじめに関する実態調査を受けての各校等の取り組み

北栄町教育委員会

1 北条小学校

(1) 調査結果を全職員で確認し、下記の項目に取り組む。

- ・全体データを見て危機感を持つ（共通理解）
- ・各学級のデータを分析（見える化）
- ・校長による全校指導（テレビ放送）
- ・学年団による話し合い（現状と指導内容）
- ・各学級でロングの学級活動（許さない・相談）
- ・全体の場での共通理解（経過と現状の共有）
- ・生徒指導部による全校指導
- ・日々のチェックと改善（児童も教員も 全体の目で）

2 大栄小学校

(1) 調査結果を全職員で確認し、生徒理解、日常の観察をより意識して行うようにして、早期発見・未然防止を図る。

(2) 今年度、全校で重点的に実施する「学級力（クラスパワー）の取り組み」を通じて、よりよい人間関係をつくりことを児童に経験させる。（別紙1）

3 北条中学校

(1) 調査結果を全職員で確認し、これまでやってきた下記の取り組みをさらに強化する。

- ・日々の生徒の生活記録ノートや行動観察、生徒との雑談の中から生徒の変化の発見に心がける。
- ・定期的な「教育相談アンケート」（年2回）と毎月の「いじめアンケート」を実施し、すべての生徒と面談を行う。
- ・隔週の生徒指導推進委員会の中で、気になる生徒の情報交換を行い、対策を協議する。
- ・職員会での共通理解、情報交換を行う。
- ・学校行事や道徳・学活・総合的学習の時間帯で生徒の人間関係づくりに努める。
- ・Q-Uの結果、分析を活用する。

4 大栄中学校

(1) 調査結果を全職員で確認し、生徒理解、日常の観察をより意識して行うようにして、早期発見・未然防止を図る。

(2) 6月10日の全校朝会で、校長が生徒に呼びかけをした。その際、話の内容についての印刷物を各生徒に配布した。（別紙2）

5 教育委員会

(1) 調査結果を全職員で共通理解し、日常手稔な観察等で早期発見・未然防止を図るよう指導した。

(2) いじめの事案を発見したときは、早期に対処するとともに、教育委員会に報告するよう指導した。

学級力 (クラスパワー) の取り組み

H25.4.3 (水)

【目標達成力】

- ①目標を立てる「達成したい目標がある」
- ②評価する「学級 (友だち) のよさを見つけようとする」

【創造的対話力】

- ③話をつなげる「友達の話をしっかり聞いたり、友だちの意見につなげて発言する学級だ」
- ④新たな考えをつくる「話し合いのとき、新しい考えを生み出す学級だ」

【協調維持力】

- ⑤学級を楽しくする「何でも話せる雰囲気がある学級だ」
- ⑥互いに助け合う「勉強や運動で、よく教えあう学級だ」

【規律遵守力】

- ⑦生活のきまりを守る「学校のきまりを守って、みんなが気持ちよく生活できる学級だ」
- ⑧学習の約束を守る「学習の約束を守って、一生懸命に勉強する学級だ」



朝の会

朝の会 (基本)

- 始めのあいさつ
- 朝のあいさつ
- 今月の歌
- 健康観察
- 学級力
- 先生の話 (活動後の一言から)



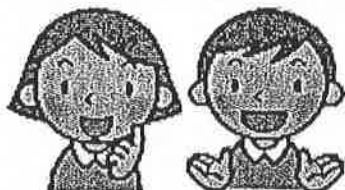
帰りの会

～くらしの記入・配布物～

帰りの会の流れ (基本)

- 始めのあいさつ
- スピーチ (ペア・日直)
(例)「1日を振り返って」
- 係・委員会からの連絡
- 先生の話

アンケート「わたし・ぼくの学級」高学年用



名前 _____
年 組 _____

◆ それぞれの質問に、1～4の数字に○をつけましょう。

1：とてもあてはまる

2：まああてはまる

3：あまりあてはまらない

4：まったくあてはまらない

<目標達成力>

① 目標をたてる

達成したい目標がある学級だ。

1 2 3 4

② 評価する

学級のよさを見つけようとする学級だ。

1 2 3 4

<創造的対話力>

③ 話をつなげる

友達の話をしっかり聞いたり、友だちの意見につなげて発言したりする学級だ。

1 2 3 4

④ 新たな考えをつくる

話し合いのとき、新しい考えを生み出す学級だ。

1 2 3 4

<協調維持力>

⑤ 学級を楽しくする

何でも話せる雰囲気がある学級だ。

1 2 3 4

⑥ 互いに助け合う

勉強や運動で、よく教え合う学級だ。

1 2 3 4

<規律遵守力>

⑦ 生活のきまりを守る

学校のきまりを守って、みんなが気持ちよく生活できる学級だ。

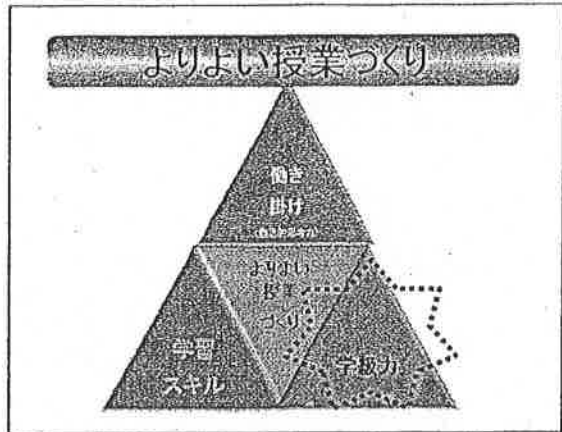
1 2 3 4

⑧ 学習の約束を守る

学習の約束を守って、一生懸命に勉強する学級だ。

1 2 3 4

新潟大学教育学部附属新潟小学校
 学びを支える「学級力」の取り組み



魅力を感じた理由

①大栄小は、児童も保護者も、学校や先生をとても頼りにしている。
 ★反面、先生・学校任せな部分が多くないか…？教師は、子どもの
 思いを引き出しながら学級経営を行っているか…？

↓

☆学級を自分たちで動かし、自分たちの活動に責任を持ち、喜びや
 自信がもてる姿を育てたい。
 ☆教師は陰で舵取り係になりたい。 **働きかけ**

②子どもの気になる様子
 問題が起こると、自分の姿や責任を振り返る前に、友だち、先生の
 せい…という見方は少ない

↓

☆児童と教師がつくりあげる学級を目指して！



1 なぜ、今「学級力」なのか
 学習指導要領から

・(前略)相手の立場になって考え、相手のよさ
 を見付けようと努める学級、お互いに協働し
 合い、自分の力を学級全体のために役立て
 ようとする学級、言い換えれば、児童相互の
 好ましい人間関係を育てていくうえで、学級
 の風土を支持的な風土につくり変えていくこと
 が大切です。

教育の自由化、個性化
授業が成立しない学級の増化

2 「学級力」で「学級経営」が変わる

学級経営 学級担任個人の視点に任されていた

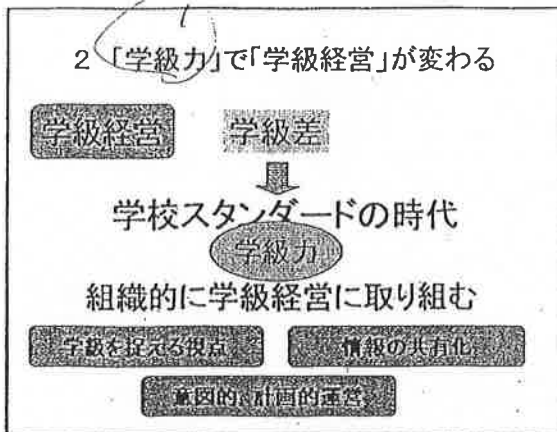
↓

- 外の教師が「学級経営」に口を挟むことはなかった
- お互いに助言し合ったり、話し合ったりすることもできなかった

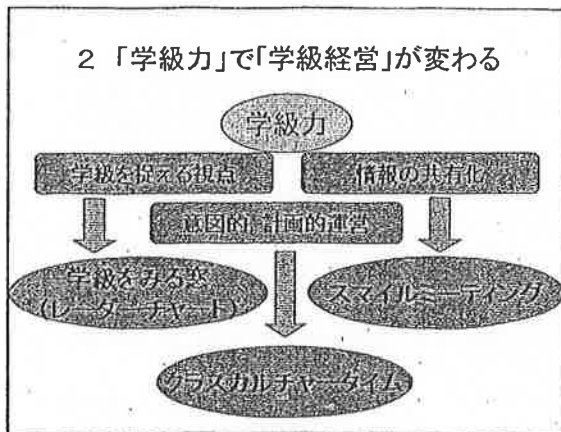
↓

学級差

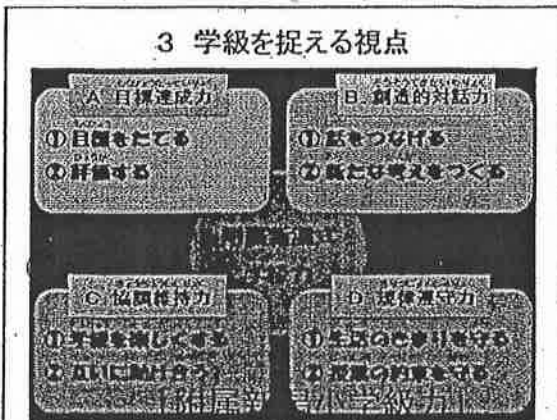
2 「学級力」で「学級経営」が変わる



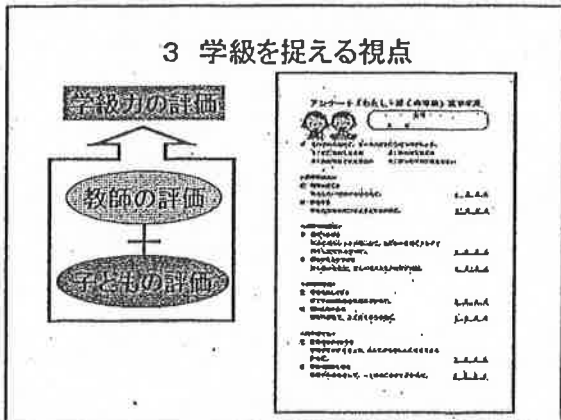
2 「学級力」で「学級経営」が変わる



3 学級を捉える視点



3 学級を捉える視点



アンケート

アンケート「わたし・友だちの学び」(4学期) 運用表

学年

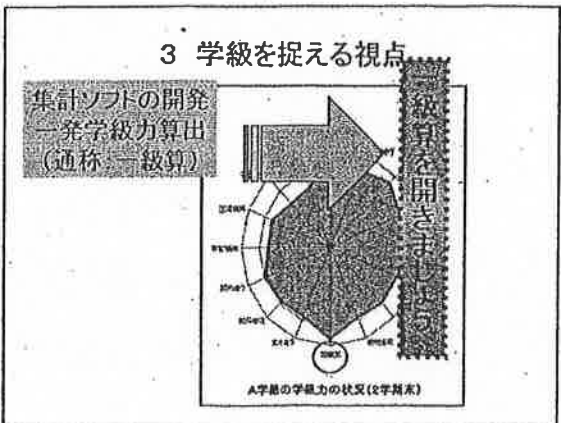
アンケート「わたし・友だちの学び」(4学期) 運用表

学年

アンケート「わたし・友だちの学び」(4学期) 運用表

学年

3 学級を捉える視点



3 学級を捉える視点

集計ソフトの開発
一発学級力算出
(通称：一級算)

分析の視点

5月

○ レーダーチャートの形から読み取れる学級の特徴は何か

○ 学級担任がとらえている学級力の状況と子どもがとらえている学級力の状況のどこに「ずれ」があるか。

意識化 意図的 計画的

4 「スマイルミーティング」で情報交換

スマイルミーティング

わざわざ集まる
時間は設定しない

人数も固定しない

子どもの様子を多面的に把握できる

活動のネタを共有できる(算え書き)

学級の活性化 担任の悩み解決

4 「スマイルミーティング」で情報交換

比較するものではない

グラフは、学級の特徴を表すもの

長所と短所を意識することが大切

すべてのクラスが同じ形になる必要はない

5 「学級力」をどう高めるか

- 子どもが学級を意識するシステムづくり

長所と短所を意識することが大切

学級改善計画
学級活動での話し合い

振り返りシート(個人)

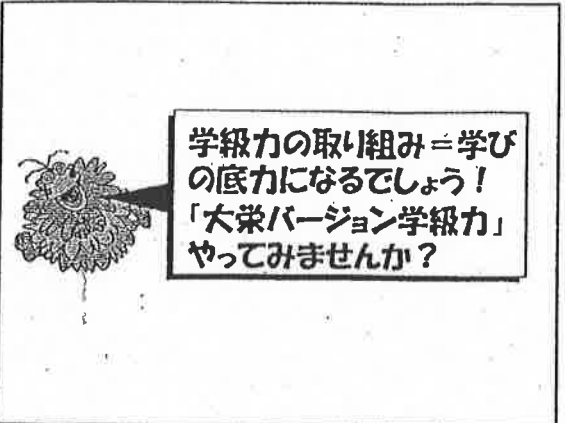
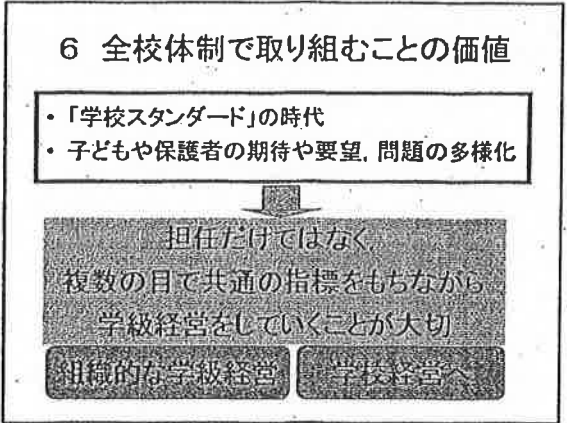
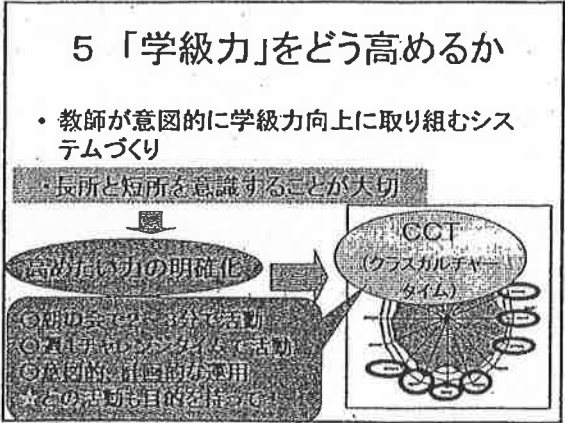
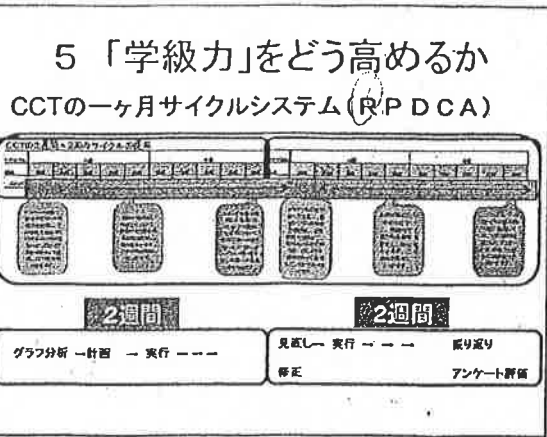
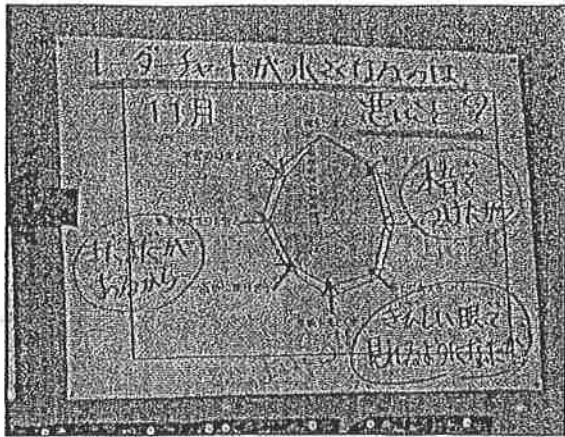
6年5組学級力(1月)振り返りシート

1月

6年5組学級力(2月)振り返りシート

2月

これを元にして話し合い(グループ→学級)



6月10日全校朝会

「一人ひとりが大切にされ、安心して学校生活をおくれる大栄中学校にしよう。」

- いじめを「しない、させない、許さない」 そんな学校、学級をつくろう。
- 一人ひとりの成長を認めあい、共に伸びていく関係を作ろう。

今回のアンケート調査は、大栄中学校のいじめの状況を把握するために、「4月から現在まで」、「無記名」という条件で実施しました。

大栄中学校から、いじめやいじめにつながる行為をなくしていくために、調査結果をみんなに伝えなければならないと決意しました。自分も仲間も大切にされる大栄中学校にしていくために、是非、自分のこととしてしっかり考え、行動につなげて欲しいと願っています。

<緊急にしてほしいこと>

三人の君へ

① 今、いじめを受けている君へ

すぐに助けを求めてください。「必ず、君を守ります。」これ以上傷つくことはありません。家族にでも、先生にでも、手紙でも電話でもいい。

② 今、いじめをしている君へ

今すぐ、いじめを止めてください。人を傷つける言動は絶対に許されません。時として、いじめは犯罪として扱われます。君を責めたりしません。

③ いじめの現場を見ている君へ

その場に居合わせたり、目撃したりしたならば、いじめをやめさせてください。それができなくても、何らかの方法や手段により、必ず先生に伝えてください。君もいじめの側に加担し、いじめを許し、仲間を傷つけてしまうこととなります。

いじめとは ⇒ その人が、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。起こった場所は学校の内外を問わない。

- ・自分にそのつもりはなくても、相手がいやな思いをし、傷ついたと感じたら「いじめ」です。
- ・相手が笑っていても、何事がないようでも、心を傷つけてしまっていることがある。
- ・国の機関が実施したアンケートによると、9割の人がいじめに関して「被害者にも加害者にもなったことがある」と回答している。⇒ だから、集団の問題として解決していきたい。

<一人ひとりにできること>

「人の悪口を言わない。嘘をつかない。今中学生としてなすべきことに一生懸命取り組む」

- 言っていること、悪いこと
 - やっつけてよいこと、悪いこと
 - 笑ってよいとき、悪いとき
- どこまでが許されて、どこからは許されないのか。

自分の身に置き換えて考えてほしい。
悲しませてからでは遅い。苦しませてからでは遅い。

○中学3年間・・・心も体も変わる。自分の殻を破り成長していくための時と出会い。

ものの感じ方、考え方も変わる。小学校からの人間関係も変わる。だからこそ、自分の成長と同じように仲間の成長もすごいなと認め合える大栄中学校の生徒であってほしい。

調査用紙

いじめに関する実態調査

平成25年4月から現在までの間、あなたは次のような行為を受けたり、見たりしたことがありますか。

1から9までの設問に対してA～Eのうち該当するものに○をしてください。その他は、その内容を（ ）内に記入してください。

- A 受けたことがある
- B 現在も受けている
- C 見たことがある
- D ない
- E わからない

番号	設 問	回 答
1	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	A B C D E
2	仲間はずれ、無視をされる。	A B C D E
3	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	A B C D E
4	ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする。	A B C D E
5	金品をたかられる。	A B C D E
6	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	A B C D E
7	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	A B C D E
8	パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	A B C D E
9	その他 ()	A B C D E

<考えてほしいこと>

「いじめ」という言葉からイメージする内容は、人によって異なるということ。だから、どのような行為がいじめにつながるのかということ、理解してほしい。

この調査では、いじめの具体的な行為について質問しています。

平成 25 年度 前期 同日公開参観日のまとめ (所・園)

1 参観者数

	所・園						学校				総合計
	大誠	栄	由良	大谷	北条みどり	北条	小学校		中学校		
							北条	大栄	北条	大栄	
H25.6月	91	8	70	46	40	194	427	430	125	89	1,520(うち地域 292)
H24.10月	93	9	60	26	49	147	499	294	56	82	1,315(うち地域 197)
H24.6月	95	15	67	26	52	213	432	427	117	83	1,527

2 アンケート集計結果 (所・園)

(1) 回収数

実施月	H24年6月	H24年10月	H24年6月
回収数(人)	206	101	129

(2) アンケート項目について

【A:よくあてはまる B:ややあてはまる C;あまりあてはまらない D:全くあてはまらない】

アンケート項目	実施月	A%	B%	C%	D%
1 子どもたちがよくあいさつをし、明るく過ごしている。	H.25.6	74	20	3	0
	H24.10	57	37	5	0
	H24.6	59	35	5	1
2 子どもたちが遊びや活動などに主体的に参加している。	H.25.6	80	15	2	2
	H24.10	51	37	11	0.8
	H24.6	54	40	5	1
3 保育者は、子どもが活動したくなるような環境づくりや言葉かけをしている。	H.25.6	81	15	3	1.5
	H24.10	56	33	7	2
	H24.6	55	40	4	1
4 職員のあいさつ、言葉遣いなどがよい。	H25.6	85	13	0.8	0.8
	H24.10	64	31	2	0.4
	H24.6	68	29	2	1
5. 園内はきれいにされている。	H25.6	85	11	3	0.8
	H24.10	71	24	2	0.4
	H24.6	68	28	3	1

3 意見・感想 (○よい点 ●課題)

【子どもの様子について】

- ちまきづくりに親も参加できてよかった。子どもたちも、興味を持って取り組んでいた。
- 子ども達のあいさつが良かった。
- 伸び伸びと遊ぶ姿、夢中になって遊ぶ姿が見られて良かった。
- 当番の日で当番している所が見られて良かったです。
- みんなきちんと座って絵本を読んでもらっていた。
- 子どもたちのマナー（行儀）が気になった。落ち着き・話を聞く態度・交流活動の時地域の人へのあいさつ等。
- 先生の話聞く時の子ども達（4・5歳児）の姿勢の悪さが気になった。就学前保育として、いかがなものか。

【保育について】

- それぞれの年齢に合った活動ができていた。
- 自分たちで行動する力をつけてくださっているのがよく分かりました。
- 地域の方と一緒にできる活動（ちまきづくりなど）を今後も積極的にしてほしい。
- 育英交流もう少しふれあい遊びを増やすとコミュニケーションが取りやすいのでは？と感じた。育英交流はぜひ続けてほしい。
- 夏野菜の観察、水やり、砂遊び、水遊び・・・たくさん自然に触れて子ども達が伸び伸びと育ってくれるとうれしい。
- 保育士も、いきいきと子ども達の指導に当たっていた。
- 職員が子どもの気持ちを受け止めて関わっておられる姿にいつも感心する。
- 子どもが片付けするように上手に声かけされていると感心した。
- 母親である私は、どんな声かけをしたらいいのか日々研究中で、職員の声かけはすごく見本になります。
- ほめて伸ばす声かけをされている。

【園内の環境について】

- 玄関は、また来たくなるような環境でよかった。
- 整理整頓がとても良くしてあり気持ちが良い。
- 清潔でとても気持ちの落ち着く環境に嬉しく思います。
- 園内外の環境がとても良い。（花、子どもの作品等）
- 園内のほこりが目立つ。
- 子どもの人数に対して、教室が狭いと感じた。

【その他】

- 小規模保育所ならではの行き届いた保育がされていると感じる。
- 未満児の給食の食材が大きすぎると感じた。

4 アンケート結果を活かした取組み等

【あいさつについて】

○本年度は、「あいさつができる子」を年間の重点目標にあげている。職員自らの意識を高め指導していきたい。

【保育・教育の充実に向けて】

- 子どもたちへの言葉かけは、子どもの気持ちを受け止め、共感することを大事にしたい。
- 今後も、安全で子ども達がいきいき遊べる環境づくりと保育者の関わりを学びあい努力していきたい。
- 高校生との交流は、回数を重ねることで幼児も慣れてくることを保護者にも伝え、安心してもらう。
- 職員の言葉かけが子ども達の心にしみ入り、心動かしていけるようにしたい。
- 話を聞く時の子ども達の姿勢についての取組み
 - ・話を聞く活動では、正しい姿勢で聞けるように見本の絵カードを提示し意識づけをしていく。
 - ・机に伏せたり隣とおしゃべりしたりを防ぐような机・椅子等の配置の工夫。また、体感が弱く姿勢が崩れてしまう子どもに対しては、席の配置を考慮し、すぐに言葉かけ等の対応ができるようにしていく。

【保護者の理解・啓発】

○子ども一人一人の思いを受容しながら成功体験を重ね、自己肯定感を育てていこうとしていることについて情報発信する。

【環境整備】

- 部屋の広さは、設置基準内だが、特に未満児の部屋は職員の配置も多く狭く感じられると思う。運動遊びなどは、プレールームや園庭などを活用し、十分体を使った遊びができるよう配慮している。
- 常に四季の花が咲き、きれいで心がなごむ環境づくりに努める。

【その他】

- 食材の大きさについては、担任と話し合いながら個別に対応をしていく。
- 同日公開に限らず、地域の方にも気軽に参観してもらえるように日頃から啓発する。
- 小学校、中学校でも保護者と一緒に参加する取組みが多く、時間を見ながら保護者さんが行ったり来たりして、大変そうだった。同日公開参観日に普段の授業の様子を発信するのも大切だと思いますし、それぞれの特徴ある取組みをPRするのも良いが、複数子どもさんのおられる家庭の意見として、保護者と一緒に作る活動時間がダブルと参加できなくて困ったという声もあった。

平成 25 年度 前期 同日公開参観日のまとめ (小・中学校)

1 参観者数

	所・園						学校				総合計
	大誠	栄	由良	大谷	北条みどり	北条	小学校		中学校		
							北条	大栄	北条	大栄	
H25.6月	91	8	70	46	40	194	427	430	125	89	1,520(うち地域 292)
H24.10月	93	9	60	26	49	147	499	294	56	82	1,315(うち地域 197)
H24.6月	95	15	67	26	52	213	432	427	117	83	1,527

2 アンケート集計結果 (小・中学校)

(1) 回収数

実施月	H24年6月	H24年10月	H24年6月
回収数(人)	206	101	295

(2) アンケート項目について

【A:よくあてはまる B:ややあてはまる C:あまりあてはまらない D:全くあてはまらない】

アンケート項目	実施月	A%	B%	C%	D%
1 子どもたちがよくあいさつをし、明るく過ごしている。	H.25.6	5.6	3.5	6	0
	H24.10	5.7	3.7	5	0
	H24.6	5.9	3.5	5	1
2 子どもたちは落ち着いた雰囲気で学校生活を送っている。	H.25.6	5.9	3.8	2	0
	H24.10	5.1	3.7	1.1	0.8
	H24.6	5.4	4.0	5	1
3 子どもたちがよく話を聞いたり、学習等に積極的に参加したりしている。	H.25.6	5.8	3.5	5	1
	H24.10	5.6	3.3	7	2
	H24.6	5.5	4.0	4	1
4 教師はわかりやすい話や授業をしている。	H25.6	6.7	2.9	0.7	0.3
	H24.10	6.4	3.1	2	0.4
	H24.6	6.8	2.9	2	1
5. 職員のあいさつ、言葉遣いなどがよい。	H25.6	6.8	2.6	1	0
	H24.10	7.1	2.4	2	0.4
	H24.6	6.8	2.8	3	1
6 校内はきれいにされている。	H25.6	7.2	2.5	2	0
	H24.10	7.1	2.4	2	0.4
	H24.6	6.8	2.8	3	1

3 意見・感想 (○よい点 ●課題)

【児童・生徒の様子について】

- はっきりと考えがいえる子が多い。自分の意見を言えることはよいことである。(小)
- プールのシャワーを怖がっていたが、がんばっているところが見られてよかった。(小)
- 低学年のあいさつが気持ちよい。元気のよいあいさつができていた。(小)
- 落ち着いて学習していたので安心しました。(小)
- 楽しい授業を見ることができよかったです。(小)
- 「しおかぜ1」(自閉症・情緒障がい特別支援学級)で落ち着いて授業をしており、安心しました。(祖母)(小)
- 学校へ入ってすぐ2人組の男の子が「あいさつせんと!!」と小さな声でアイコンタクトをとる姿がとてもほほえましかったです。「あいさつしよう」という指導を実践しようとしてがんばっている様子が伝わってきました。(小)
- 落ちついて学習に取り組んでいる。(中)
- 教師の授業への姿勢がよい。(中)
- 生徒は真剣に学習に取り組んでいました。(中)
- 子ども達からのあいさつがあり、気分良く参観させて頂きました。(中)
- 低学年は落ち着きがないように思われました。(小)
- 前の授業から次の授業への気持ちの切り替えができない子がいた。(小)
- 私語の多い、落ち着きのないクラスがあった。(小)
- 高学年になったせいもあるのか、廊下で会ってもあいさつをする子が少なくなった気がする。(小)
- 家庭科の実習で言われたままに動いている姿に、もう少し自分で判断する力を期待したい。(小)
- 子どもたちはもう少し大きな声で発表した方がいいと思います。(小)
- 鉛筆の持ち方が気になる子どもが多く見られます。(小)
- グループで本読み練習をしようという時、教師の力を借りなければ始まらないのは残念。生徒だけではいつまでたっても始まらない。(中)
- 授業の進め方が生徒を引きつけるようなものがなく、もう少し、授業の仕方を工夫してもらいたい。(中)
- 先生の話を聞く生徒の態度が気になります。あくびをする生徒を何人も見かけました。

【教職員・指導について】

- 教材を工夫し指導されている。(小)
- 子どもが考えるような先生の発言をみたい。(小)

【環境面について】

- 環境が整えられている。(小)
- 2階渡り廊下の資料机がとても良いと思った。(中)
- 生徒椅子のネームラベルがきちんと整い、ロッカー下足置場が整然としており、生活や心の安定を感じた。(中)
- 不要な電灯は消してあり節電と普段の生活があらわれていた。(中)
- 手洗い場(トイレ内も含む)をもう少しきれいにできないものではないでしょうか。(中)
- 高学年になるほど、教室前面の情報量が多い。(小)

【その他】

- 同日公開参観日は、とてもよい行事である。祖父母も気兼ねなく学校に行くことができ、孫の学校での姿を見ることができて喜んでいる。(小)
- 隣の子どもさんから案内のお手紙をいただきました。とてもうれしかったので、参観させていただきました。(小)
- 運動会のポスターが地域にはってあったのは良かった。(小)
- 35年ぶりにこの母校に来てみました。私がいた頃は創立したばかりできれいだっただのに、さすがに時の流れを感じました(小)。
- 学校が悪いわけではないが、ガムをかんでいたり、授業中にもかかわらず携帯などで写真撮影をしていたりしている保護者があった。配布物に注意事項を書かなくてはならない時代になったのかもしれない。(小)

4 アンケート結果を活かした取組み等

【あいさつについて】

- 生徒会活動等をとおして、みんなが誰に対しても大きな声であいさつができるよう取り組みたい。(中)

【生活指導・規律について】

- 生活の切り替え(授業の開始を守ること)を徹底する。(小)
- 授業の開始時間を守る、はじめのあいさつをきちんとするなど、授業規律の徹底を再確認する。(中)

【授業改善について】

- 児童の思いや興味関心を生かした授業実践を高めていけるよう授業研究会等で一層力量を高めていきたい。(小)
- 学習規律の定着が不十分な児童もあるが、できる子をたくさん伸ばし、落ち着いて学習できる学級づくりに努めていきたい。職員の全体研修で確認する。(小)
- 個性や能力をさらに伸ばすためにも、自然体験などを中核とした、より豊かな体験学習を仕組み、生きる力を総合的に育てていく取り組みを継続させたい。(小)
- 学習規律(話の聞き方)の定着を図る。(小)
- 子どもが話を聞くときの体形を工夫する。(小)
- 本校の研究テーマである「協同学習」の考え方を取り入れ、関わり合いを通して思考を深め、伸びていく生徒の育成をめざした授業改善を図る。(中)
- QU、NRTなどの分析を通して個々の生徒の特性や集団の状況を把握し、学級づくり、授業改善に活かす。(中)

【環境整備】

- 環境面では、おおよそ好評であった。今後もそうじ指導の共通理解と職員の清掃研修等でさらなる徹底を図りたい。(小)
- 教育環境の見直しをする。(常時掲示が必要か、子どもが集中できる環境か)(小)

【その他】

- 参観者が早朝より多かったことに驚いた。地域や外部からのゲストティーチャーを招いての学習や「お話集会」といった多様な学習が展開されていることが有効な手立てとなっている。今後も、保護者の関心のある授業を工夫したい。(小)

【別冊】

平成24年度教育関係予算における決算状況

款	3 民生費	項	2 児童福祉費	予算現額	決算額
		目	1 児童福祉総務費	217,283千円	214,225千円

○保育所総務事業 150,822千円

町内私立保育園及び町外保育園に委託し、保育を実施するとともに、保護者の仕事と育児の両立を図った。

・北条みどり保育園委託料 88,636千円

園児数		94 人						(3月末現在)
年度	年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
H22	人数	8	13	13	19	22	28	103
H23	人数	12	13	17	17	20	21	100
H24	人数	8	17	16	17	17	19	94

・栄保育所委託料 17,800千円

園児数		14 人						(3月末現在)
年度	年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
H22	人数	4	3	2	4	7	8	28
H23	人数	3	6	4	1	4	8	26
H24	人数	2	6	6	0	0	0	14

※栄保育所は平成24年3月民営化、北栄町社会福祉協議会運営。

・広域保育委託料 40,940千円

園児数		44 人						(3月末現在)
年度	年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
H22	人数	12	9	6	9	7	8	51
H23	人数	8	7	11	8	10	7	51
H24	人数	11	8	7	5	5	8	44

【成果】・保護者の仕事と育児が両立できるような支援を実施していくことができた。

款	3 民生費	項	2 児童福祉費	予算現額	決算額
		目	2 認定こども園・保育所管理運営費	481,731千円	471,569千円

○町立こども園・保育所管理運営事業 203,776千円

公立保育所1・認定こども園3の合計4園で施設管理や運営に必要な整備等を行い、児童の発達支援と保護者の育児と仕事の両立に寄与した。

- ・北条こども園管理運営事業 82,642千円
- ・大誠こども園管理運営事業 58,989千円
- ・由良こども園管理運営事業 41,571千円
- ・大谷保育所管理運営事業 20,574千円

園児数		483 人						(3月末現在)
年度	年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
H23	人数	43	57	68	83	91	50	392
H24	人数	45	60	86	99	92	101	483

※栄保育所は平成24年3月に民営化したため、園児数に含めない。

【成果】・認定こども園が開設し、大谷保育所を含めた4園が「北栄町の保育・教育基本方針」のもと、計画的・意図的に保育を進めることができた。またこれが、北栄町全体の幼児教育のスキルアップに繋がってきている。

- ・職員の研修する機会を設け、職員の資質の向上を図ることができつつある。
- ・子どもの発達を保障するために、個に対する発達支援決定の流れを作成し、各課・専門機関等との連携を強化することができた。
- ・教育委員会の管轄となり、小学校・中学校との連携がスムーズにできるようになった。
- ・新体制のもとで、各こども園に部長を2名配置することにより、保育内容の指導の充実を図ることができた。また、子育て支援室に保育士を配置することにより、行政と現場との連携が密にできるようになった。

○こども園子育て支援事業 4,316千円

認定こども園を3園開設したのに伴い、各園に子育て支援センターを設置し、在宅子育て家庭を対象とした事業を充実させることができた。子育て家庭の様々な不安や悩みが解消できるよう、また地域での子育て支援の拠点として、季節行事、親子調理実習、子育て講座等の事業を実施した。
また、保育士、雇い上げ保健師、助産師による未就園児の訪問等を積極的に実施した。

北条子育て支援センター「たんぽぽ」
大誠子育て支援センター「エンジェル」
由良子育て支援センター「ここにこ」

	H22	H23	H24
年間利用世帯数(延世帯)	3,046	2,731	3,583
年間訪問数(件数)	278	481	347



【成果】・子育て支援センター利用者のリピーターも多々あり、在宅子育て家庭の親とその子どもが気軽に集い、相互交流をはかる有意義な場となった。
・地域の子育て支援情報の収集、提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能した。
・訪問事業では、子どもの発達保障等のための相談・支援ができた。

款	3 民生費	項	2 児童福祉費	予算現額	決算額
		目	3 放課後児童健全育成費	10,427千円	10,411千円

○放課後児童健全育成事業 10,411千円

放課後児童クラブは保育に欠ける児童の安全な居場所となり、異年齢交流の場など児童の健全育成を図った。

会員数 85人 (3月末現在)

クラブ名	北条なかよし学級			大栄こども学級		
	H22	H23	H24	H22	H23	H24
1年	19	27	23	16	15	10
2年	17	18	21	9	9	14
3年	8	11	13	6	5	5
4年			1			
計	44	56	58	31	29	29



【成果】・毎月、行政担当者と指導員の打ち合わせ会を実施し、クラブ運営と児童の指導に関する共通認識をもつことができた。また、年に2～3回研修会にも参加し、資質の向上を図った。

款	3 民生費	項	2 児童福祉費	予算現額	決算額
		目	5 地域子育て支援費	4,048千円	3,651千円

○乳幼児健康支援一時預かり事業 1,262千円

病気の回復期で集団保育への復帰が困難な子どもに対し、一時預かり保育を委託方式で実施した。

	H22	H23	H24
年間利用乳幼児数(延人)	32	41	28

【成果】・病気の子どもを安心して預けることができ、保護者の就労等のサポートができた。

○ファミリー・サポート・センター事業 2,106千円

育児の援助を受けたい人(依頼会員)と行いたい人(提供委員)が育児を助けあうファミリー・サポート・センター事業の事務局を子育て支援団体である「きらきら」に委託し実施した。

会員数 (3月末)

	H22	H23	H24
活動件数	106	62	72
提供会員	11	26	28
依頼会員	37	73	93
両方会員	11	16	22
会員合計	59	115	143

【成果】・利用者のリピーターがあり、子育て世代のサポートの重要な役割を担うことができた。

○届出保育施設運営事業 250千円

【新規】

町内届出保育施設の入所児童の福祉の向上を図るため、当該施設であるキンダガーデンの運営経費を助成した。

【成果】・キンダガーデンの平均月入所児童数は22名であり、入所児童の福祉の向上を図った。

款	9 教育費	項	1 教育総務費	予 算 額	決 算 額												
		目	1 教育委員会費	2,001千円	1,979千円												
<p>○教育委員会費事業 1, 979千円</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、町教育行政の推進を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会の開催 教育委員5人 定例会 12回 臨時会 3回 ・教育行政評価委員会(外部評価) 評価委員3人 評価委員会 4回 <ul style="list-style-type: none"> ●評価事業 47事業:「A」:0事業、「B」:12事業、「C」:34事業、「D」:1事業、「E」:0事業 ※ 評価:5段階 「A」:目的を大幅に達成した ⇔ 「E」:ほぼ全く達成できなかった ・幼稚園、小学校、中学校への計画訪問 前期:5~7月・後期:10・11月に開催 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会においては、法令等に定める議決事項等(年60議案)の審議決定に加え、教育行政における懸案事項等について協議を行い、北栄町教育行政の振興を図ることができた。 ・教育行政評価委員会においては、地教行法の規定により教育委員会が行う事務事業について、外部評価を行い、教育委員会へ点検評価結果の報告を行った。また、次年度予算編成時期においては、中間評価を行い、予算編成に対する意見を述べた。 教育委員会は、教育行政評価委員からの報告書を受け、その結果を議会及び町民へ公表するとともに、点検評価結果をもとに見直し検討を行い、次年度事務事業の改善を行った。 ・計画訪問においては、各小中学校の教育活動の現状や学校経営上の成果と課題を把握することができた。また、学校経営について意見交換を行い、今後の教育推進方策について協議できた。 																	
款	9 教育費	項	1 教育総務費	予 算 額	決 算 額												
		目	2 事務局費	71,922千円	69,657千円												
<p>○教育総務費人件費・事務局事業 54, 229千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導主事の設置 指導主事 2人 就学前教育・幼児教育に係る指導助言、就学に関する相談や指導助言等を行った。 学校における教育課程、学習指導その他教育に関する専門的事項の指導助言を行った。 保・幼・小・中・高の連携に関する事業等を行った。 ・北栄町在住の音田哲夫氏からの寄附金1,000万円を原資に積立した音田教育振興基金から、向学心旺盛でありながら経済的な理由により高等学校で勉学を継続することが困難な町内の中学生6人に対し、高等学校の入学に係る経費の一部を給付することで支援を行った。給付金は、高等学校入学準備費として1人当たり10万円を支給した。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給付金支給者</td> <td>-</td> <td>5人</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>給付金合計額</td> <td>-</td> <td>50万円</td> <td>60万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地教行法の規定により学校教育をはじめとする教育に識見を有し、教員免許を保有する指導主事を2名配置し、北栄町内のこども園幼児から中学校生徒までの子どもたちの将来における社会性を見据えた豊かな育ちや学びなど教育力の向上に、こども園や小・中学校の経営や教職員の資質向上への指導等を通じて、北栄町の子どもたちは豊かに成長することができた。また、学校教育以外においても家庭教育や人権教育にも指導的立場で意見を述べるなど北栄町教育の振興を図ることができた。 ・音田教育振興基金を活用し、向学心旺盛ながら経済的に勉学を継続することが困難な町内の中学生6人に高等学校入学準備費として1人当たり10万円を給付し、町内中学生の学習の継続を支援することができた。 <p>○事務局関係負担金事業 13, 584千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校30人学級の実施 小学校1・2・4・5・6年生に対し、義務教育への導入時にきめ細やかな指導を充実させ、基本的な生活習慣の定着、基礎学力の向上を図った。 ・中学校1年生に対し少人数学級を実施した。 						項目	H22	H23	H24	給付金支給者	-	5人	6人	給付金合計額	-	50万円	60万円
項目	H22	H23	H24														
給付金支給者	-	5人	6人														
給付金合計額	-	50万円	60万円														

【成果】

・北条小学校2・3年、大栄小学校2・6年、北条中学校2年、大栄中学校1年において少人数学級編成を実施した。そのことにより児童生徒一人一人に応じたきめ細やかな指導を充実させ、学校生活や人間関係への円滑な適応、基本的な生活習慣の確立、基礎学力の定着を図ることができた。

○教育力向上事業

301千円

・大学教授等を講師に迎え授業研究を行うとともに、先進学校等の取り組み事例を学ぶなど、児童・生徒の学力向上に向けた取り組みを行った。

【成果】

・授業研究会に大学教授や准教授を招聘して、指導助言を受けた。そのことにより、研究会がより充実し、指導方法や教材研究について学んだことを実践に活かすことができた。

○人権教育研究指定校事業

238千円

・研究指定校 北条小学校

人権の実現に関わる想像力、共感性、感受性、コミュニケーション能力などの育成を目指し、「道徳」「国語」の授業を中心に、言語活動を通して伝え合ったり、関わり合ったりする体験的学習の工夫改善に向けた研究をすすめた。

【成果】

・「伝え合う力」と「関わる力」を育てていくことを中核として、3つの授業改革の視点を定め授業実践できたことが児童の学ぶ意欲の向上につながった。
・国語科で培ってきた言語活動を他教科・他領域、そして、学校行事や儀式などに活かす取り組みを実践し、児童たちの言語文化の広がりや深まりができた。

○少人数学級を活かす学びと指導の創造事業

417千円

・北条中学校校区

少人数学級を活かす生徒のための授業改革と授業改革を目指す教師同士の学び合い・高め合いについて研究を進める。

【成果】

・協同学習を中心に授業改革を進めることにより、学習意欲の向上につながった。
・教科を超えて指導案の検討をしたり、研究の視点を明確にした授業研究会を実施したりして、教師の授業力の向上を図った。

○ふるさと鳥取見学(県学)支援事業

389千円

・小学校の社会科見学において、県の財産である自然環境、公共施設、文化財、建造物、工場などを広く見学できるようにバス借上げ料の1/2を県が補助金として交付する。
(実施時期は9、10月に限る)

【成果】

・北条小学校4・5年、大栄小学校3・4・5・6年で実施することができた。鳥取県についての理解を深めるため、米子・境港方面や鳥取方面で施設や自然を広く見学をした。

○通学路安全対策事業

499千円

・通学路安全啓発看板及び路面標示設置

路面表示4か所、啓発看板4か所、注意喚起看板4か所

全国的な通学路における児童生徒の痛ましい事故を受け、多くの児童生徒が通る通学路の危険個所に特化し、交通安全を啓発し児童生徒の安全を確保するため、看板や路面標示を設置した。

【成果】

・町内児童生徒が共通して通行する通学路に特化し点検を行い、交通量が多く、また、車道・歩道の区分けの無い道路の危険個所を洗い出し、特に自動車ドライバーに対する注意喚起を中心に「路面標示」、「啓発看板」を設置し、児童生徒の通学時の安全を確保した。

款	9 教育費	項	1 教育総務費	予 算 額	決 算 額
		目	3 外国青年招致費	9,002千円	8,678千円

○外国青年招致事業

8,678千円

外国語指導助手を招致し、中学校における英語授業の補助やこども園・保育所・小学校における国際交流活動及び英会話教室等を実施した。



- ・外国語指導助手 クリスティーン・A・オブライエン氏(国籍:イギリス) 北条中学校勤務
契約期間 平成24年8月6日～平成25年8月5日(契約1年目)
- ・外国語指導助手 スティーヴン・J・パーカー氏(国籍:ニュージーランド) 大栄中学校勤務
契約期間 平成24年8月6日～平成25年8月5日(契約1年目)

【成果】

・児童生徒をネイティブスピーカーの生きた英語に触れさせることができ、英語に対する興味や関心を高めることが出来た。

款	9 教育費	項	2 小学校費	予 算 現 額	決 算 額
		目	1 北条小学校管理費	20,082千円	19,467千円

○北条小学校管理事業

19,142千円

児童数(平成25年3月1日現在)

学年	学級数	男	女	合計
1年	2組	26人	33人	59人
2年	3組	29人	44人	73人
3年	3組	38人	31人	69人
4年	2組	33人	28人	61人
5年	2組	41人	27人	68人
6年	2組	31人	33人	64人
特別支援学級	4組	13人	4人	17人
合計		211人	200人	411人



学校施設の整備を行い教育環境の向上を図った。

- ・遊具及びプールシャワー配管バルブ、体育館西側外壁修理等校舎等修繕費 852千円
- ・備品購入費 FF式温風暖房機、児童用机椅子等 479千円

学校主事補佐員・図書館司書補佐員・特別支援教育補佐員を設置し、学校事務・図書館の利用・特別支援教育の充実などを行い学校運営に努めた。 5,618千円

【成果】

・北条小学校児童が学校の教育目標に向け、充実した学習等の活動がdekiru送れるよう人的配置や教材、施設の整備を行うなど教育環境の整備、向上ができた。

○スクールバス管理事業

325千円

11月から翌年2月までの冬季間、西・東新田場全学年児童を対象として、下校時に町公用車を運行し、児童の安全確保に努めた。

・運転手1人 役場公用車1台 ・対象児童 東新田場、西新田場全学年児童

項目	H22	H23	H24
支援児童数	14人	20人	19人
対全校児童数	3.29%	4.82%	4.63%

【成果】

・東・西新田場の児童は、少人数、遠距離の通学に加え、冬季は日没も早いことから、児童の防犯上、公用車で下校を行い、児童の安全な下校の確保ができた。

款	9 教育費	項	2 小学校費	予算現額	決算額
		目	2 大栄小学校管理費	35,711千円	34,785千円

○大栄小学校管理事業 25,459千円

児童数(平成25年3月1日現在)

学年	学級数	男	女	合計
1年	2組	26人	29人	55人
2年	3組	30人	45人	75人
3年	2組	36人	30人	66人
4年	2組	26人	36人	62人
5年	3組	46人	34人	80人
6年	3組	38人	37人	75人
特別支援学級	4組	13人	3人	16人
合計		215人	214人	429人



学校施設の整備を行い教育環境の向上を図った。

- ・遊具、教室棟雨漏り、体育館雨樋等修繕費 1,207千円
- ・管理棟南面雨漏補修、病弱学級整備、家庭科室ガスコンロ入替等工事費 4,522千円
- ・備品購入費 児童用机椅子、FFファンヒーター、給食配膳台等 1,000千円

学校主事補佐員・図書館司書補佐員・特別支援教育補佐員を設置し、学校事務・図書館の利用・特別支援教育の充実などを行い学校運営に努めた。 5,683千円

【成果】

- ・大栄小学校児童が学校の教育目標に向け、充実した学習等の活動が送れるよう人的配置や教材、施設の整備を行うなど教育環境の整備、向上ができた。

○スクールバス管理事業 9,325千円

スクールバスを運行し、遠距離の通学となる児童の登下校時の安全確保に努めた。

・運転手2人 添乗員2人 スクールバス2台

項目	H22	H23	H24
利用児童数	221人	239人	215人
対全校児童数	51.52%	54.07%	49.65%

【成果】

- ・大栄小学校にスクールバス2台を配置し、運転手、添乗員各2名の運行体制で、遠距離となる児童の安全な通学を確保した。

款	9 教育費	項	2 小学校費	予算現額	決算額
		目	3 小学校教育振興費(共通)	2,063千円	1,934千円

○小学校外国語教育活動事業 774千円

小さいときから自分たちとは異なる言葉や文化などに触れ、国際感覚を身につけることを目的に、英語で聞く・話すを中心にした活動を行った。

【成果】

- ・歌やゲームなどの活動を通して英語に親しむことができた。
- ・ALTの国の様子を聞いたり体験したりすることにより、異文化に関心を持つことができた。



○小学校教育振興関係負担金事業 109千円

【成果】

- ・中部地区学校教育専門機関に負担金を交付し、中部地区が一体となり、陸上・水泳の各種大会の運営や各教科研究、図書館、特別支援教育、学校保健の研究・研修を行い、中部地区児童の学校教育の充実と連携を図るとともに教員の資質向上に努めることができた。

○児童通学費補助金事業 551千円

北条小学校の遠距離通学となる児童に対し、路線バス代を補助し保護者負担の軽減を図った。

・補助対象地区 松神、下神、東新田場:各1・2年、曲1・2年(冬季全学年)

・利用公共交通 (株)日本交通路線バス 北条線

項目	H22	H23	H24
補助児童数	35人	31人	34人
対全校児童数	8.24%	7.47%	8.29%

【成果】

・遠距離の通学となる児童の通学時の安全確保を図るとともに、大栄地区スクールバスの運行との公平性を図り、保護者の経済的、精神的な負担の軽減を図ることができた。

○児童派遣事業 501千円

小学校校外活動時に民間バスを借り上げ、児童の安全な移動を確保しながら学習活動を行った。

【成果】

・学校外での活動時の児童の移動をバスを借り上げ、安全な移動を行うことにより、安全で積極的な校外学習活動の推進ができた。また、バスの借り上げに対する保護者の負担軽減も図ることができた。

款	9 教育費	項	2 小学校費	予 算 現 額	決 算 額
		目	4 北条小学校教育振興費	9,069千円	8,908千円

○北条小学校教育振興事業 8,908千円

「人間性豊かで心身ともにたくましい子どもの育成」を教育目標とし、学習指導の充実・実践に向けての教職員の向上、教材整備を図り、目標達成に努めた。



・学校教育における各種教材備品等の整備充実を図ることにより授業の効率化を促進した。

児童用図書・教材備品購入費 1,689千円

新設特別支援学級用教材費・備品購入費 242千円

教師用教科書・指導書購入費 248千円

教育用パソコンネットワーク更新費 3,682千円

※ 5年(60回)リース(平成24年2月～29年1月)

システムリース:月額 193,200円 パソコン等リース:月額 113,663円

校務用パソコン更新費 102千円

※ 5年(60回)リース(平成24年6月～29年5月)

パソコンリース:月額 10,225円

・就学援助事業(準要保護) 1,059千円

経済的な理由によって就学が困難な児童の保護者に対し、学用品や学校給食など就学に必要な経費を援助し、学習の支援を行った。

項目	H22	H23	H24
対象 保護者数	15人	17人	12人
児童数	23人	26人	17人

・特別支援教育就学奨励事業 321千円

特別支援学級に在籍児童の保護者の経済的な負担を軽減するため、学用品や通学用品など就学に必要な経費を援助し、学習の支援を行った。

項目	H22	H23	H24
対象 保護者数	8人	11人	12人
児童数	8人	12人	12人

【成果】

・各種教材備品等の整備充実が図られたことにより、円滑で効率的な教育活動を実施することができた。

款	9 教育費	項	2 小学校費	予算現額	決算額
		目	5 大栄小学校教育振興費	9,131千円	8,803千円

○大栄小学校教育振興事業 8,803千円

「黒ぼくの大地にたくましく生きる子どもの育成」を教育目標とし、学習指導の充実・実践に向けて教職員の向上、教材整備を図り、目標達成に努めた。



- ・学校教育における各種教材備品等の整備充実を図ることにより授業の効率化を促進した。

児童用図書・教材備品購入費	1,848千円
新設特別支援学級用教材費・備品購入費	364千円
教師用教科書購入費	33千円
教育用パソコンネットワーク更新費	3,682千円
※ 5年(60回)リース(平成24年2月～29年1月)	
システムリース:月額 193,200円	パソコン等リース:月額 113,663円
校務用パソコン更新費	222千円
※ 5年(60回)リース(平成24年6月～29年5月)	
パソコンリース:月額 22,201円	

- ・就学援助事業(準要保護) 770千円
経済的な理由によって就学が困難な児童の保護者に対し、学用品や学校給食など就学に必要な経費を援助し、学習の支援を行った。

項目	H22	H23	H24
対象 保護者数	12人	10人	13人
児童数	13人	11人	13人

- ・特別支援教育就学奨励事業 282千円
特別支援学級に在籍児童の保護者の経済的な負担を軽減するため、学用品や通学用品など就学に必要な経費を援助し、学習の支援を行った。

項目	H22	H23	H24
対象 保護者数	6人	5人	10人
児童数	6人	5人	10人

【成果】

各種教材備品等の整備充実が図られたことにより、円滑で効率的な教育活動を実施することができた。

款	9 教育費	項	2 小学校費	予算現額	決算額
		目	6 言語通級指導教室費	90千円	90千円

○言語通級指導教室事業 90千円

平成17年度から、大栄小学校にて言語通級指導教室「ことばの教室」を開設。この教室はことばが増えない、つながらない、文章にならない、発音がはっきりせず分かりにくいなど、ことばの相談・トレーニングを進めることを目的としている。

【成果】

- ・児童が自分の言葉の状態を受容し、楽しくコミュニケーションを取ろうとしたり発音を改善しようとする意欲を持つようになった。

款	9 教育費	項	3 中学校費	予算現額	決算額
		目	1 北条中学校管理費	21,067千円	20,695千円

○北条中学校管理事業 20,695千円

生徒数(平成25年3月1日現在)

学年	学級数	男	女	合計
1年	2組	25人	29人	54人
2年	3組	38人	40人	78人
3年	2組	28人	30人	58人
特別支援学級	2組	5人	0人	5人
合計		96人	99人	195人



学校施設の適正な維持管理を行い教育環境の向上を図った。

- ・体育館扉、放送施設、校舎雨漏等校舎修繕費 1,203千円
- ・プールろ過機、教室掲示板クロス・白衣収納扉補修工事 1,885千円
- ・備品購入費 生徒用机椅子 783千円

学校主事補佐員・図書館司書補佐員・特別支援教育補佐員を設置し、学校事務・図書館の利用・特別支援教育の充実などを行い学校運営に努めた。 5,683千円

【成果】

・北条中学校生徒が学校の教育目標に向け、充実した学習等の活動が送れるよう人的配置や教材、施設の整備を行うなど教育環境の整備、向上を図ることができた。

款	9 教育費	項	3 中学校費	予算現額	決算額
		目	2 大栄中学校管理費	27,829千円	26,875千円

○大栄中学校管理事業 26,875千円

生徒数(平成25年3月1日現在)

学年	学級数	男	女	合計
1年	3組	41人	30人	71人
2年	2組	24人	34人	58人
3年	2組	31人	25人	56人
特別支援学級	2組	5人	2人	7人
合計		101人	91人	192人



学校施設の適正な維持管理を行い教育環境の向上を図った。

- ・体育館照明、体育館・武道館渡り廊下屋根等修繕費 2,102千円
- ・部室棟屋根改修、柔道場畳マット入替等工事費 3,402千円
- ・備品購入費 生徒用机・いす、職員用下足箱等 770千円

学校主事補佐員・図書館司書補佐員・特別支援教育補佐員を設置し、学校事務・図書館の利用・特別支援教育の充実などを行い学校運営に努めた。 5,651千円

建築基準法に基づく特殊建築物定期調査及び外壁診断調査報告業務を実施した。 2,573千円

【成果】

・大栄中学校生徒が学校の教育目標に向け、充実した学習等の活動が送れるよう人的配置や教材、施設の整備を行うなど教育環境の整備、向上を図ることができた。

款	9 教育費	項	3 中学校費	予算現額	決算額
		目	3 中学校教育振興費(共通)	4,983千円	4,614千円

○中学校教育振興関係負担金事業 379千円

【成果】

・中部地区学校教育専門機関に負担金を交付し、中部地区が一体となり、部活動及び文化振興の各種大会の運営や各教科研究、図書館、特別支援教育、学校保健、生徒指導の研究・研修を行い、中部地区生徒の学校教育の充実と連携を図ることができた。

○学習事業 224千円

中学校のキャリア教育の一環として、卒業生や各職種の社会人の方を講師に、将来のあるべき姿を見つめるうえの参考として諸先輩の体験談をもとにした講和により学習を行った。

運動会・文化祭等における消耗品購入費を支給し、各種活動を通じて、学校全体及び生徒の目指す姿への取り組みを実施することができた。

【成果】

・わくわく職場体験学習事業や卒業生・社会人の講和を通じて将来のあるべき自分の姿を見つめる上で参考とする学習を実施することができた。

○修学旅行引率費補助金事業 183千円

北条中学校 3学年 60名 教職員 8名 4月22日(日)～24日(火) 奈良・京都・大阪方面
 大栄中学校 3学年 58名 教職員 7名 4月24日(火)～26日(水) 東京方面

【成果】

・県外で実施する中学校修学旅行に教職員を引率させることにより、生徒の安全確保及び学習の効果を図ることができた。

○部活動振興事業 620千円

北条・大栄両中学校の部活動振興のため、生徒1人あたり1,500円の部活動用消耗品の購入を行った。

【成果】

・部活動における消耗品やユニフォームなどを購入することにより、部活動の振興と保護者の負担軽減を図ることができた。

○生徒派遣費補助金事業 1,828千円

校外活動及び各種大会等における生徒の移動のためにバスの借り上げを行った。また、中国大会・全国大会に出場した生徒に対し、派遣費を補助し保護者負担の軽減を図った。

【成果】

・中学校生徒が取り組んできた部活動において、県内大会を勝ち上がり、中国大会及び全国大会に出場した生徒の大会派遣経費を負担することにより、部活動の振興及び生徒の競技技術の向上保護者の負担免除を図ることができた。

○心の教室相談事業 1,260千円

生徒の悩みやストレスを和らげ、解消することを目的として、大栄中学校1人・北条中学校1人の相談員を設置して、生徒がゆとりをもって学校生活がおくれるような環境づくりに努めた。

【成果】

・心の教室相談員を北条中学校並びに大栄中学校に配置することで、生徒が気軽に相談したり、安心して学校生活を送ったりすることができた。

○職場体験学習事業 121千円

地域に学び、地域の人々と共に生きる心や感謝の心を育み、課題を解決していく力、豊かな人間性といった「生きる力」を育成することを目標に、北条・大栄中学校2年生が町内事業所の協力のもと、社会体験学習を実施した。

【成果】

・体験を通して、働くことの楽しさや厳しさを学ぶことができた。
 ・社会の一員としての自覚をもち、社会の規律やマナーを学ぶことができた。

款	9 教育費	項	3 中学校費	予算現額	決算額
		目	4 北条中学校教育振興費	11,100千円	10,906千円

○北条中学校教育振興事業 10,906千円

「生徒の「学習意欲」を高め、確かな学力を身につける。」を研究主題とし、個に応じた指導のための教材開発、指導方法、指導体制の工夫を図り、学力の評価を活かした指導の改善に努めた。



・学校教育における各種教材備品等の整備充実を図ることにより授業の効率化を促進した。

図書・教材備品購入費	1,552千円
新教育課程移行に伴う教材・教材備品購入費	523千円
教師用教科書・指導書購入費	1,021千円
教育用パソコンネットワーク更新費	3,682千円
※ 5年(60回)リース(平成24年2月～29年1月)	
システムリース:月額 193,200円	パソコン等リース:月額 113,662円
校務用パソコン更新費	291千円

※ 5年(60回)リース(平成24年6月～29年5月)
パソコンリース:月額 29,065円

- ・就学援助事業(準要保護) 1,547千円
経済的な理由によって就学が困難な生徒の保護者に対し、学用品や学校給食など就学に必要な経費を援助し、学習の支援を行った。

項目		H22	H23	H24
対象	保護者数	13人	14人	11人
	生徒数	16人	16人	15人

- ・特別支援教育就学奨励扶助事業 185千円
特別支援学級に在籍生徒の保護者の経済的な負担を軽減するため、学用品や通学用品など就学に必要な経費を援助し、学習の支援を行った。

項目		H22	H23	H24
対象	保護者数	2人	5人	4人
	生徒数	2人	5人	4人

- ・運動部活動外部指導事業 406千円
地域の専門指導者に部活動の指導を依頼し、専門的な指導を受けるとともに、地域住民と学校、生徒との連携を図った。

項目		H22	H23	H24
対象	指導者数	3人	3人	4人
	種目	バドミントン、卓球、バレーボール	バドミントン、卓球、バレーボール	ソフトボール、バドミントン、卓球、野球

【成果】

- ・各種教材備品等の整備充実が図られたことにより、円滑で効率的な教育活動を実施することができた。
- ・地域の指導者に部活動の指導を依頼したことにより、専門的な指導を受けることができ、生徒の技量の向上につながった。

款	9 教育費	項	3 中学校費	予算現額	決算額
		目	5 大栄中学校教育振興費	10,887千円	10,644千円

◎大栄中学校教育振興事業 10,644千円

「自ら学び 自ら考え 自ら行いうちの育成」を研究主題とし、個に応じた指導のための教材開発、指導方法、指導体制の工夫を図り、学力の評価を活かした指導の改善に努めた。



- ・学校教育における各種教材備品等の整備充実を図ることにより授業の効率化を促進した。

図書・教材備品購入費 1,484千円
教育課程移行に伴う教材・教材備品購入費 558千円
教師用教科書・指導書購入費 1,081千円
教育用パソコンネットワーク更新費 3,682千円
※ 5年(60回)リース(平成24年2月～29年1月)
システムリース:月額 193,200円 パソコン等リース:月額 113,662円
校務用パソコン更新費 85千円
※ 5年(60回)リース(平成24年6月～29年5月)
パソコンリース:月額 8,544円

- ・就学援助事業(準要保護) 1,231千円
経済的な理由によって就学が困難な生徒の保護者に対し、学用品や学校給食など就学に必要な経費を援助し、学習の支援を行った。

項目		H22	H23	H24
対象	保護者数	16人	12人	8人
	生徒数	17人	14人	9人

・特別支援教育就学奨励事業

220千円

特別支援学級に在籍生徒の保護者の経済的な負担を軽減するため、学用品や通学用品など就学に必要な経費を援助し、学習の支援を行った。

項目		H22	H23	H24
対象	保護者数	6人	5人	5人
	生徒数	6人	5人	5人

・運動部活動外部指導事業

385千円

地域の専門指導者に部活動の指導を依頼し、専門的な指導を受けるとともに、地域住民と学校、生徒との連携を図った。

項目		H22	H23	H24
対象	指導者数	3人	3人	4人
	種目	柔道、剣道、バレーボール	柔道、剣道、バレーボール	柔道、バレーボール、野球、卓球

【成果】

- ・各種教材備品等の整備充実が図られたことにより、円滑で効率的な教育活動を実施することができた。
- ・地域の指導者に部活動の指導を依頼したことにより、専門的な指導を受けることができ、生徒の技量の向上につながった。

款	9 教育費	項	5 保健体育費	予算現額	決算額
		目	4 学校給食費	63,251千円	62,314千円

○学校給食センター管理事業 62,314千円

学校給食法の目的を実現するため、次のとおり学校給食を実施した。

・給食実施回数

北条こども園 (原則は副食のみの捕食給食だが、行事食の場合は主食を提供する。) (単位:回)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
回数	20	20	21	21	23	19	21	21	19	19	19	20	243
米飯	0	1	1	1	0	0	1	1	0	1	0	0	6
パン	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	1	1	6

北条小学校

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
回数	12	19	21	14	6	19	21	20	14	18	19	14	197
米飯	10	14	17	11	5	15	16	16	11	14	15	12	156
パン	2	5	4	3	1	4	5	4	3	4	4	2	41

北条中学校

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
回数	11	21	19	12	6	15	21	19	13	16	19	13	185
米飯	9	16	15	9	5	12	16	16	10	13	15	11	147
パン	2	5	4	3	1	3	5	3	3	3	4	2	38

大栄小学校

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
回数	11	18	21	15	3	19	21	19	14	16	19	13	189
米飯	9	14	17	12	3	15	16	15	11	13	15	11	151
パン	2	4	4	3	0	4	5	4	3	3	4	2	38

大栄中学校

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
回数	11	21	19	13	5	17	21	20	13	18	19	13	190
米飯	9	16	15	10	4	14	16	16	10	14	15	11	150
パン	2	5	4	3	1	3	5	4	3	4	4	2	40

・地産地消の推進

地産地消の推進を通して園児、児童、生徒の食育の一環とした。

(単位:kg)

区 分		県内産	国内産	外国産	計
北 栄 町 学 校 給 食 セ ン タ ー	野菜類等	18,314	7,586	0	25,900
	果 物	1,337	307	0	1,644
	魚介類	567	29	0	596
	豆 類	3,091	0	0	3,091
	食肉類	6,285	0	0	6,285
	きのこ類	356	319	0	675
	その他	2,681	0	0	2,681
	計	32,631	8,241	0	40,872
	構成比(%)	80.0	20.0	0.0	100.0

※米飯については100%町内産米

・地産地消率

	H 2 2	H 2 3	H 2 4
県内産	8 1 %	7 8 %	8 0 %
国内産	1 8 %	2 2 %	2 0 %
外国産	1 %	0 %	0 %

【成果】

- ・ 地元や県内産、さらに国内産の食材を使用し、安心、安全な給食を実施することができた。
- ・ 地元食材を使用することで、地域への関心、感謝の心を養うことができた。

款	3 民生費	項	1 社会福祉費	予算現額	決算額
		目	1 社会福祉総務費	449,883千円	388,248千円

○人権擁護委員事業 264千円

地域において人権思想を広めるとともに、人権擁護のための相談を行った。また、倉吉人権擁護委員協議会に対し負担金を交付し、活動を支援した。

人権擁護委員 6人
(主な活動内容)

- ・人権相談(月1回)
- ・街頭啓発活動(人権擁護委員の日・人権週間)
- ・事業所訪問(人権週間)

倉吉人権擁護委員協議会負担金 54千円

倉吉人権擁護委員協議会県連合会負担金 6千円



委員による街頭啓

【成果】 地域住民に対し人権思想の普及と人権相談による人権擁護に資することができた。

款	3 民生費	項	3 同和対策費	予算現額	決算額
		目	1 同和対策総務費	1,538千円	1,248千円

○差別をなくするための審議会事業 273千円

「北栄町部落差別をはじめあらゆる差別をなくする総合計画」の見直しを行い「北栄町人権を尊重するまちづくり推進計画」としてを答申案を策定した。

【成果】 さまざまな人権問題を視野に入れた計画の策定ができた。

○同和対策関係負担金事業 235千円

- 県人権文化センター負担金 186千円
- 東伯郡同和対策協議会負担金 23千円
- 部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会負担金 26千円

【成果】 関係団体の活動を通じて、同和対策事業の進展に資した。

○人権啓発活動事業 655千円

人権問題に対する正しい認識を広めるため、法務局や人権擁護委員などと連携して「人権フェスティバル」を開催した。

また、小学校に花の苗を贈呈し、児童が花を育てていく中で思いやりや協力する心を育むことを目的として「人権の花運動」を行った。

【人権フェスティバル】

- 期 日 平成24年11月23日(金)
- 場 所 大栄農村環境改善センター
- 内 容 ・人権トーク&コンサート「夢をあきらめないで」
出演:エスペランサ
・実践、体験発表ほか
- 参加人数 168人



【人権の花運動】

- 期 日 平成24年5月17日(金)
- 場 所 北条小学校、大栄小学校
- 内 容 花の苗600株の栽培
- 参加人数 小学校児童・職員470人



人権の花運動

【成果】 身の回りにある様々な人権問題に気づき、共感するなかで、人権意識が高まった。

款	3 民生費	項	3 同和対策費	予算現額	決算額
		目	2 隣保館運営費	12,002千円	11,642千円

○隣保館管理運営事業 11,452千円

地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の場として、各種相談事業や人権課題解決のための各種事業を行った。

【成果】 人権課題解決のための事業を通じて、住民交流が図ることができた。

○隣保館運営審議会(児童館運営委員会も兼ねる)の開催 27千円

隣保館、児童館の運営や事業計画等について協議を行った。

・第1回隣保館運営審議会兼児童館運営委員会

期日 平成25年1月15日(火)

場所 大栄農村環境改善センター

参加者 委員15人中12人出席

事業名	H22		H23		H24	
	北条文化会館	大栄隣保館	北条文化会館	大栄隣保館	北条文化会館	大栄隣保館
事業						
同和教育推進(担当者)連絡会	5回	6回	5回	6回	5回	6回
人権同教育講座	5回	5回	6回	6回	6回	6回
同和問題現地研修	1回	3回	1回	2回	1回	3回
習字教室	24回	24回	24回	24回	24回	24回
生花教室	-	8回	-	12回		12回
リサイクル講座	-	11回		-		-
創作教室	-	-	8回	12回	11回	12回
押花教室	14回	-	13回	-	14回	-
フラワーアレンジメント教室	12回	3回	13回	-	13回	-
ソーイング教室		-	9回	-	13回	-
パッチワーク教室	9回	-		6回		12回
料理実習会		4回		4回		4回
リフレッシュ教室	13回	-	24回	-	7回	-
配食サービス		20回		-		-
ふれあい子どもまつり	1回	-	1回	-	1回	-
部落解放文化祭	1回	1回	1回	1回	1回	1回
ほっかほっか体操教室/絵本の読み聞か	-	-	-	-		3回
生活相談員		1人		1人		1人
相談件数	112件	204件	59件	229件	50件	312件
施設利用者数	3,163人	6,459人	2,916人	5,930人	2,623人	5,819人

※大栄隣保館は、児童館を含む

【成果】 隣保館・児童館の事業計画、施設のあり方等について参考となる意見を徴することができた。

○部落解放中学3年生交流補助金事業 24千円

部落解放中学3年生交流会参加に補助を行った。

【成果】 同和対策事業として、差別に負けない仲間づくりの場への参加を支援した。

○隣保館関係負担金事業 139千円

鳥取県隣保館連絡協議会負担金 130千円

中部地区隣保館集会所連絡協議会負担金 9千円

【成果】 関係団体の活動を通じて、同和対策事業の進展に資した。

款	3 民生費	項	3 同和対策費	予算現額	決算額
		目	3 児童館運営費	9,042千円	8,496千円

○児童館管理運営事業 8,437千円

児童に健全で安全な遊びの場を提供し、健康の増進と情操を豊かにするとともに、子ども会の育成等、地域組織活動の支援を中心とした事業を行った。

事業	H22		H23		H24	
	大野児童館	大栄児童館	大野児童館	大栄児童館	大野児童館	大栄児童館
児童厚生員	2人	2人	2人	2人	2人	2人
児童館報発行	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回
お茶会	-	4回	-	2回		2回
工作(創作)教室	3回	4回	3回	4回	6回	4回
おやつ作り	1回	4回	1回	3回	2回	2回
おもしろ実験	-	-	2回	-		-
絵本読み聞かせの会	-	-	1回	-		-
卓球大会(体力づくり)	1回	-	1回	-		-
野外体験等	-	1回	-	2回		2回
おたのしみ会	1回	1回	1回	1回	2回	1回
ひなまつり	-	-	-	1回		1回
春を迎える会	1回	-	1回	-		-
避難訓練・防災教室	2回	12回	12回	12回	12回	12回
交通安全教室	2回	1回	2回	1回	1回	-
ビデオ・映画鑑賞会	-	3回	1回	3回	1回	2回
ボランティア活動	-	2回	1回	1回	2回	1回
子ども会交流会	-	1回	1回	1回	1回	1回
解放子ども会	1回	1回	1回	1回	1回	1回
児童館合宿		1回		1回		1回
農業体験/チマキ作り		1回	1回	1回	2回	1回
七夕飾りつけ・お月見の会					各1回	
施設利用者数	7,526人	6,459人	3,829人	5,930人	2,832人	5,819人

※大栄児童館は、隣保館を含む。

【成果】 遊びと体験を通じて、児童の健全育成・資質向上に貢献した。

○児童館関係負担金事業 59千円

全国児童館連合会負担金	30千円
鳥取県児童館連絡協議会負担金	20千円
中部地区児童館連絡協議会負担金	9千円

【成果】 関係団体の活動を通じて、児童館活動の質的向上に資した。

款	9 教育費	項	4 社会教育費	予算現額	決算額
		目	1 社会教育総務費	36,970千円	36,405千円

○社会教育総務費事業 554千円

・社会教育委員会、公民館運営審議会委員会の開催及び各研修等への参加
社会教育の推進や公民館運営に関する計画の協議や研修等を行った。

(公民館運営審議会委員も兼ねる。)

・第1回北栄町社会教育委員会

期 日 平成24年5月30日(水)

会 場 大栄庁舎第2会議室

参加者 委員11人中8人出席

- ・第2回北栄町社会教育委員会
 - 期 日 平成24年11月5日(月)
 - 会 場 中央公民館大栄分館会議室
 - 参 加 者 委員11人中9人出席
- ・第3回北栄町社会教育委員会
 - 期 日 平成25年2月28日(木)
 - 会 場 北栄町中央公民館大栄分館 第1会議室
 - 参 加 者 委員11人中6人出席
- ・社会教育振興大会兼社会教育委員研修会
 - 期 日 平成24年10月24日(水)
 - 会 場 倉吉未来中心
 - 参 加 者 社会教育委員1人
- ・中部地区生涯学習実践研究交流会
 - 期 日 平成24年11月13日(火)
 - 会 場 琴浦町 まなびタウンとうはく
 - 参 加 者 社会教育関係者等 64人(うち北栄町11人)
- ・全県社会教育関係者研修会
 - 期 日 年4回(東中西部地区各1回、全体1回)
 - 会 場 北条農村環境改善センターほか
 - 参 加 者 社会教育関係者等 延べ64人(うち北栄町8人)

【成果】 社会教育に関する企画立案によって社会教育を振興し、研修参加などによって委員及び職員の資質向上に努めた。

○社会教育講演会事業 14千円

- ・宝くじ文化公演「倍賞千恵子講演会」
 - 期 日 平成24年10月27日(土)
 - 会 場 大栄農村環境改善センターほか
 - 参 加 者 398人

年度	H22	H23	H24
講 師	—	草野 仁	倍賞千恵子
参加者	—	338	398

【成果】 学習機会を提供することにより、生涯学習のきっかけづくりとなった。

○社会教育総務関係負担金事業 685千円

- ・東伯郡社会教育協議会負担金 235千円
- ・鳥取県社会教育協議会負担金 13千円
- ・鳥取県社会教育委員連絡協議会 11千円
- ・倉吉地区少年補導センター負担金負担金 426千円

【成果】 関係機関との連携を図った。

○青少年育成北栄町民会議交付金事業 611千円

【成果】 あいさつ運動、街頭補導等により青少年の健全育成に努めた。



あいさつ運動 風景

○家庭の教育力アップ事業 36千円

・「子育て学習講座」を実施し、子どもの発達段階に合わせた学習機会を保護者に提供する。

期 日 年間8回
会 場 各こども園・保育所
参 加 者 保護者等延べ390人

年度	H22	H23	H24
回数	13回	13回	8回
参加者	504人	463人	390人

【成果】 参観日等の保護者が参加しやすい日にちで実施した。「家庭教育12か条」および「6:30(ろくさんまる)運動」のちらしを配布し、保護者への啓発活動を行った。

○社会教育推進事業 15千円

・届ける学びを目的に「生涯学習出前講座」を実施し、地域住民を対象に学習情報・機会の提供を図る。

期 日 年間36回
会 場 各自治会公民館等
参 加 者 延べ987人

年度	H22	H23	H24
回数	—	9回	36回
参加者	—	315人	987人

【成果】 参観日等の保護者が参加しやすい日にちで実施した。「家庭教育12か条」および「6:30(ろくさんまる)運動」のちらしを配布し、保護者への啓発活動を行った。

○社会教育関係団体活動費補助金事業等 185千円

・町婦人会 130千円
・北条小学校PTA 10千円
・大栄小学校PTA 20千円
・北条中学校PTA 5千円
・大栄中学校PTA 20千円

【成果】 各団体が自主的に企画立案する活動や町行事、学校行事、地域行事に協力し参加する活動、研修会などで資質向上を図るための活動等の一部を補助した。

款	9 教育費	項	4 社会教育費	予 算 現 額	決 算 額
		目	2 青少年地域活動費	133千円	45千円

○青少年地域活動事業 45千円

青少年の地域活動を促進し、異年齢間の交流や地域の人たちとの交流を通して、郷土や自然を愛する心を育てるとともにリーダーとしての養成を図った。

・中部地区少年少女のつどい

期 日 平成24年6月3日(日)
会 場 倉吉市関金 大山池及びやまもり温泉キャンプ場
参 加 者 小学生・中高生ボランティア・一般ボランティア 125人(内北栄町26名)

・夏休み子ども学び力アップ講座

《町内編》

期 日 平成24年7月31日(火)～8月2日(木)、8月6日(月)～8日(水)
 会 場 中央公民館大栄分館、中央公民館
 参加者 小学生 延べ24人

《町外編》

期 日 平成24年8月9日(木)～10日(金)
 会 場 船上山少年自然の家
 参加者 小学生 22人



【成果】 異年齢間の交流を深め、自ら学び考える力を育成し、
 集団の中で人を思いやる心、優しさ、コミュニケーション能力を 学び力アップ講座
 培う力を養うための学習機会・体験活動を提供することができた。

款	9 教育費	項	4 社会教育費	予算現額	決算額
		目	3 成人式費	497千円	480千円

○成人式事業 480千円

社会の形成者として、良き成人となる新成人の門出を祝し、自ら生き抜こうとする意欲を促した。

期 日 平成25年1月3日(木)
 会 場 北条農村環境改善センター
 内 容 式典、恩師激励及び新成人決意表明、祝賀アトラクション、
 記念品授与、記念写真撮影

	男子	女子	合計
対象者	98人	91人	189人
出席者	86人	72人	158人
出席率	88%	79%	84%

【成果】 新成人代表2名が成人としての決意表明を行い、また、式典の司会も新成人が行うなど、
 新成人が主体的に参画し運営に関わった。

款	9 教育費	項	4 社会教育費	予算現額	決算額
		目	4 公民館費	42,124千円	40,848千円

○中央公民館管理事業 5,439千円

公民館としての機能を十分発揮するよう施設の適正管理に努めた。

〔中央公民館利用実績〕

	H22	H23	H24
開催日数	355日	356日	353日
利用者数	16,030人	16,064人	16,437人



【成果】

○公民館運営事業 17,087千円

〔中央公民館運営〕 5,512千円

生涯学習、文化活動の拠点としての機能を発揮するよう学習基盤を整備し、適正な運営に努めた。

〔中央公民館大栄分館管理委託〕 11,575千円

大栄分館の管理運営をNPO法人に委託し、住民参画と協働を図った。

【成果】

○公民館講座事業 776千円

多様化、高度化の生涯学習時代を迎え、町民の学習意欲の向上を促すとともに、住民相互の結びつきを深めながら仲間作りの輪を広め、ゆとりと生きがいのある生活文化の創造を目指して活力ある公民館活動を展開した。

〔シニアクラブ(高齢者教室)〕

健康な生活と生きがいを高めるための学習講座を毎月開催し、生涯学習の推進を図った。

	H22	H23	H24
総合学習	82	59	60
パソコン	20	20	18
ニュースポーツ	37	34	36
歌 唱	33	34	30
習 字	11	7	9
おりがみ	5		
フラダンス		14	13
ゆるゆるヨーガ	14	15	15
絵てがみ	10	13	15



総合学習

学習別参加者

内 容	H22		H23		H24		
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	
総合学習	8	延べ206	8	延べ190	8	延べ166	
コース別学習	9	延べ625	10	延べ753	10	延べ751	
全 体 学 習	開講式・講演	1	94	1	96	1	96
	ニュースポーツ交流会	1	54	1	54	1	39
	野外学習	2	78	2	72	2	53
	閉講式・人権学習	1	61	1	75	1	74

〔自治会生涯学習部長研修〕

自治会の学習活動を促進し地域課題解決の意識を高めるため、講師を招いて研修会を実施し、学習情報等を提供した。

	H22	H23	H24
参加自治会数	33	31	27
参加者数	47	38	30

〔成人対象講座〕

心身の変化が多い中年期から壮年期の課題を解決するため、健康、運動、教養等に関する講座を実施し、学習意欲の向上を図った。

会員数26人。3回実施。

【成果】

○北栄文芸編集・発行経費事業 718千円

町民などの幅広い年齢層において文芸に親しみ、文芸の芽を醸成する場として文芸誌を
発刊した。

〔発刊実績〕 (H22～H24)

発刊回数	編集委員会	1回あたり発行部数
4回	4回	300部

【成果】

○展示・鑑賞・発表経費事業 1,443千円

〔第8回北栄町美術展〕

実行委員会を組織し、開催要綱等を協議した。
日本画、洋画、書道などの部門において、創作活
動の発表と鑑賞の機会を設け、町民の文化意識の
高揚を図った。



美術展会場の様子

出展状況

	H22	H23	H24
日本画	10	10	10
洋画	25	20	22
書道	21	17	24
彫刻	0	1	2
版画	1	1	1
写真	13	15	18
工芸	26	28	33
ちぎり絵	9	7	10
切り絵	2	3	4
俳画			8
絵手紙			7
計	107	102	139

〔第7回公民館まつり〕

実行委員会を組織し、開催要綱等を協議した。作品展会場である北条農村環境改善セン
ターにおいては、会期の初日、開会セレモニーを行い、テープカット、ハンドベル演奏会、み
んなでおしゃべり交流会、体験広場として、お茶席体験、木工体験などの多様な催しをし、
大変好評であった。また、芸能発表会は会場を大栄農村
環境改善センターとし、出演者、入場者とも盛大に開催した。

	H22	H23	H24
作品展	21部門258点	26部門298点	25部門306点
芸能発表会	55組252人	50組233人	57組284人
大栄分館取組活動	こども公民館ま つり役400人	こども公民館ま つり役400人	こども公民館ま つり役400人

〔ロビー展〕

町文化団体連絡協議会加盟団体による主体的運営の定着を図るとともに、非加盟団体の
展示活動も奨励した。また、美術展、歴史民俗資料館企画展等の町主催事業等と連携し
て、来場者が他会場にも訪れるよう促し、それぞれの会場の来場者増加につなげることがで
きた。

【成果】

○文化教室運営費補助金事業 114千円

〔文化教室等成果還元活動の推進〕

文化教室等が修得した学習知識・技術を地域に還元するため、発表・展示等を実施することで、教室生と町民との親睦及び生涯学習の推進を図った。

活動実施 18団体、38事業

【成果】

○文化団体連絡協議会補助金事業 300千円

〔文化団体連絡協議会の活動支援〕

団体の自主活動を支援し、文化活動の振興を図った。

【成果】

款	9 教育費	項	4 社会教育費	予算現額	決算額
		目	5 図書館費	38,419千円	37,651千円

○図書館管理事業 3,051千円

図書館の維持管理をするとともに、施設の老朽化に伴う修繕を行った。

【成果】 適切な維持管理、修繕等により、多くの方に安全に施設を利用していただくことができた。

○図書館運営事業 21,360千円

図書館の事務消耗品、印刷製本費、通信運搬費等。

【成果】

町民の持つ多様な要求に応えるため、資料を幅広く計画的に収集した。

図書の出借、返却、受入、予約・リクエスト管理、県立・他市町の図書館との相互貸借などを行い、利用サービスに努めた。

(北条分室も含む)

年度	H22	H23	H24
利用登録者数(人)	11,203	11,481	11,785
貸出冊数	94,179	93,047	94,873
蔵書冊数	116,855	122,844	125,506
資料購入数	4,184	6,970	3,695

※蔵書冊数は、雑誌・AV資料全て含む

○ブックスタート事業 125千円

乳児健診時に生後7ヶ月の乳児と保護者に絵本等を手渡す。ブックスタートの趣旨の説明や絵本の読みきかせを行う。

年度	H22	H23	H24
対象者(組)	112	112	128

【成果】

事業を実施することで、毎週に日曜日に行う図書館でのおはなし会に参加されたり、本を借りたりされ、図書館利用につながっている。

○図書館関係負担金事業 28千円

鳥取県図書館協会、日本図書館協会負担金

【成果】

負担金納付により、他の市町村図書館との連携、情報交換のできる場が提供された。

また、全国図書館大会や図書館研究集会への参加など、様々な支援・情報が得られた。

＊平成24年度の主な活動・行事

(図書館) 『出前おはなし会』・・・大栄地区のこども園・保育所で毎月1回
 『赤ちゃん向け、幼児以上向けおはなし会』 毎月2回ずつ
 『ビデオ鑑賞会』・・・子ども向け隔週土曜日、大人向け毎週日曜日

図書館土曜講座「源氏物語を読む」毎月第2・4土曜日

図書館まつり・・・現代課題講座、郷土史入門講座、源氏物語講座、福本和夫を識る講座、ブックリサイクル、おはなし会、上映会など

「特集・展示コーナー」・・・「子ども読書週間 おすすめの本」「古事記編さん千三百年」「梅雨をさわやかに」「環境・エコ問題」「カノウユミコの料理本」「若い人に贈る おすすめの本」「新美南吉生誕百年」「男女共同参画」「エイズに関するパネル展示」「原爆パネル展」「書道展」など

(分室) 『絵本・紙芝居などの読みきかせ』・・・北条地区のこども園・保育園・小学校福祉施設などへ、毎月ずつ(読みきかせボランティア「つくしんぼ」による)

【成果】

- ・おはなし会、ビデオ鑑賞会とも継続的に実施することで、参加者も徐々に増加している。
- ・土曜講座「源氏物語を読む」は受講生が熱心に学んでいる。また、図書の利用にもつながっている。
- ・図書館まつりについては、来館者も多く、図書館が活気づく。
- ・テーマを決めて特集コーナーを設置したりパネル展示をすることで、利用促進につながっている。

款	9 教育費	項	4 社会教育費	予算現額	決算額
		目	6 同和教育費	22,664千円	21,844千円

○小地域懇談会事業 576千円

全町民を対象に人権同和教育小地域懇談会・同和教育交流研修会を開催し、各自治会等への正しい人権問題への認識の向上を図った。また、推進指導員並びに地区推進員を対象に小地域懇談会開催に係る総括・次年度の取り組みについて協議を行った。

・小地域懇談会

項 目		H22	H23	H24
小地域懇談会(自治会対象)	実施回数	63回	64回	63回
	延参加者	1,202人	1,080人	1,008人
小地域懇談会(高齢者対象)	実施回数	11回	7回	11回
	延参加者	267人	186人	262人

・各種会議並びに学習会

項 目		H22	H23	H24
人権同和教育推進指導員会議	実施回数	3回	3回	3回
	延参加者	35回	32人	31人
人権同和教育地区推進員会議	実施回数	3回	3回	3回
	延参加者	207人	207人	218人

【成果】 全自治会が実施し、人権を尊重するまちづくりを推進することができた。

○地区学習会費事業 1,084千円

同和地区小中学生を対象に学習会を開催し、学力及び人権意識の向上を図るとともに、共に支え合う仲間づくりを行った。

項目	実施回数(2校、延べ)		
	H22	H23	H24
小学生学習会	74	72	74
中学生学習会	64	67	68

【成果】 学習を通じて、自分の考えを持ち、間違いを間違いと言える力をつけることができた。

○人権教育推進員設置事業 2,004千円

人権教育推進員(1人)を配置し、町民並びに町内事業所職員に対して人権・同和教育の推進を図った。

項目		H22	H23	H24
人権同和教育事業所研修	実施回数	18回	18回	19回
	延参加者	747人	802人	674人
人権・同和教育に係る講演等	実施回数	10回	7回	5回
	延参加者	290人	259人	132人

【成果】 広く町民に対して、さまざまな人権問題について正しい理解と認識を深めることができた。

○鳥取県同和教育推進協議会負担金事業 28千円

鳥取県同和教育推進協議会に対し、市町村負担金を交付し活動を支援した。

【成果】 関係団体の活動を通じて、人権教育の推進に資した。

○高等学校等進学奨励金事業 120千円

社会に有用な人材の育成を図るために、経済的理由により就学が困難な者に同和対策進学奨励金を給付し、就学の途を開いた。

項目	H22	H23	H24
対象者数	4人	3人	1人
給付総額	456千円	360千円	120千円

【成果】 次世代を担う人材の育成に貢献した。

○人権同和教育推進協議会交付金事業 1,422千円

全町民を対象に人権・同和問題の正しい認識を広げる活動を行う人権同和教育推進協議会に、交付金を交付し活動を支援した。

項目	H22	H23	H24
交付金額	901千円	1,527千円	1,422千円



(H24の主な大会派遣)

大会名	開催場所	参加者数
第37回部落解放・西日本夏期講座	広島県福山市	4人
第37回人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会	鳥取県鳥取市	43人
部落解放研究第46回全国集会	滋賀県長浜市	4人
第35回全国解放保育研究集会	鳥取県米子市	7人
第64回全国人権・同和教育研究大会	岡山県倉敷市周辺	9人
第26回人権啓発研究集会	和歌山県白浜市	4人

【成果】 関係団体の活動を通じて、人権・同和教育の啓発に資した。

款	9 教育費	項	4 社会教育費	予算現額	決算額
		目	7 文化費	1,389千円	1,282千円

○青少年劇場巡回公演委託事業 1,133千円

小学生及び中学生を対象に劇団等を招き、児童・生徒が持つ創造力や美しい感性、豊かな情操等を養うため、生の優れた芸術を鑑賞する機会を提供した。



「オペラってなあに？」(大栄中)



はなしの伝統芸能「落語」(北条中)

期日	事業内容	場所	対象者	人数
9月6日(木)	青少年劇場巡回公演 「こどものための人形日本風土記」 「ちいさなトムトム」	大栄小学校体育館	大栄小全員他	479名
9月7日(金)		北条小学校体育館	北条小全員他	456名
9月25日(火)	芸術鑑賞教室「オペラってなあに？」	大栄中学校体育館	大栄中全員他	217名
10月24日(水)	青少年劇場小公演 はなしの伝統芸能「落語」	北条中学校体育館	北条中全員他	219名

【成果】 普段目にする事のない芸術を鑑賞する機会を提供することが出来た。
「はなしの伝統芸能」では終演後、教員・生徒から質問が出るなど、「演じる」ことへの興味を引き出した。
「オペラってなあに」では、普段接することの少ないオペラを解説付で鑑賞する貴重な機会を提供できた。

○芸術文化活動推進事業 141千円

北栄町コーラスフェスティバル(町民音楽祭)開催
10月28日(日) 大栄農村環境改善センター 280人

【成果】 町内では機会の少ない「コーラス」「合唱」に特化した発表の場を提供した。
鑑賞態度だけでなく「演じること」にも着目する機会を提供できた。

款	9 教育費	項	4 社会教育費	予算現額	決算額
		目	8 文化財保護対策費	1,629千円	1,348千円

○文化財保護対策事業 1,348千円

本町の文化財保護行政を円滑に推進するため、文化財に対する啓発や調査研究を行うとともに町内に存在する指定文化財等の維持、管理及び埋蔵文化財発掘調査を行い、文化財保護と開発事業との調整を図った。

- ・第1回北栄町文化財保護委員会
 - 期 日 平成24年7月21日(金)
 - 会 場 北栄町中央公民館 講堂
 - 参加者 委員5人中3人出席

・第2回北栄町文化財保護委員会

期 日 平成24年12月21日(金)
 会 場 北栄町中央公民館 大研修室
 参加者 委員5人中3人出席

- ・国指定文化財(1件2体) 東高尾観音寺仏像(その他、県指定1件11体)の保護(管理報償)
- ・県指定文化財(1件1体) 瀬戸観音寺仏像の保護(管理報償)
- ・町指定文化財(大栄地区4件)の保護
 (うち六尾反射炉跡・上種五輪塔・高尾八幡宮社叢の3件管理報償)
- ・町指定文化財(北条地区15件)の保護(うち北条八幡宮梵鐘、棟札・国坂神社社叢の3件管理報償)
- ・国史跡鳥取藩台場跡由良台場跡の維持管理
- ・町指定文化財 豊田家庭園の維持管理
- ・妻波古墳群(現地保存分)の維持管理
- ・文化財啓発用標柱の修繕(北野神社・松神隆光寺庭園入口)
- ・国特別天然記念物「オオサンショウウオ」の保護
- ・各種開発事業との調整

【成果】 町内の各種文化財に関して、その保管・活用方針について助言等をいただいた。
 町内には多くの文化財が存在し、それぞれについて情報収集をおこない、また関係各所への情報提供などをおこなった。必要に応じ、文化財やそれに付随する施設等の補修・維持管理をおこない、文化財保護に対する意識の啓発につとめた。

款	9 教育費	項	4 社会教育費	予算現額	決算額
		目	9 歴史民俗資料館費	5,084千円	4,762千円

○歴史民俗資料館管理事業 3,586千円

歴史民俗資料館を円滑に運営するため適切な管理を行うとともに、地域に埋もれた貴重な資料の収集保存に努め、保管資料の整理と展示活動等を通じて文化財の活用を図った。

【成果】 歴史民俗資料館の適切な管理と収蔵資料の維持管理と活用をおこなった。
 新規資料の受付(寄贈・寄託)も増えつつある。

○歴史民俗資料館展示事業(下表参照) 1,176千円

- ・第1回北栄町歴史民俗資料館運営委員会
 期 日 平成24年7月21日(金)
 会 場 北栄町中央公民館 講堂
 参加者 委員8人中6人出席
- ・第2回北栄町歴史民俗資料館運営委員会
 期 日 平成24年12月21日(金)
 会 場 北栄町中央公民館 大研修室
 参加者 委員8人中5人出席

【入館実績】

期間	開館日数	事業内容	入館者数	町内	町外
平成23年4月23日～5月20日	23日	越野邦夫絵画展 ～祈り～	485人	324人	161人
平成24年6月16日～7月8日	23日	北条土人形 --加藤廉兵衛の世界--	235人	138人	97人
平成24年7月21日～7月31日	11日	鳥取県立博物館アウトリーチプログラム	37人	28人	9人
平成24年8月7日～8月19日	13日	食卓の魚と貝殻展(街の水族館)	68人	58人	10人
平成24年9月2日～9月23日	22日	地域の古写真と地図	147人	137人	10人
平成24年10月3日～10月14日	9日	加藤廉兵衛遺作展	33人	28人	5人
平成24年10月19日～10月23日	5日	鳥取県中学生美術作品展	74人	47人	27人
平成24年10月25日～11月18日	23日	穂近勉遺作展	294人	224人	70人
平成24年12月3日～平成25年1月11日	25日	砂丘開拓のあゆみ展	40人	32人	8人
平成25年1月26日～2月11日	17日	北栄町美術展受賞作品展	255人	194人	61人
平成25年2月23日～3月15日	21日	北条歴史民俗資料館収蔵品展	94人	79人	15人
計			1,762人	1,289人	473人
平成23年4月4日～平成24年3月25日		生田和孝常設展示	1093人	—	—

※芳名録記入者のみ計上している。

【成果】 各種展示を通じて町内の文化等について考える機会を提供できた。

入館者数の比較

平成22年度	平成23年度	平成24年度
2997人	5356人	1762人

款	9 教育費	項	4 社会教育費	予算現額	決算額
		目	10 民芸実習館費	588千円	468千円

○民芸実習館費事業 468千円

はじめての陶芸教室を1期～3期開催し、施設の利用増加を図った。

〔利用実績〕

	H22	H23	H24
開館日数	79日	95日	130日
利用者数	775人	791人	1,021人

【成果】

款	9 教育費	項	4 社会教育費	予算現額	決算額
		目	11 由良川イカダレース大会費	524千円	524千円

○由良川イカダレース大会事業 524千円

実行委員会を組織し、開催要項等を協議した。
イカダの部(一般・小学生)とゴムボートの部(一般・レディース)を設け、タイムレース賞・イカダの出来ばえ賞・マンガコスプレ賞を設け、盛大に開催した。

(参加実績)

	H22	H23	H24
出艇数	35	28	15
ゴムボート			19
参加人数	260	210	177



イカダレース風景

【成果】

款	9 教育費	項	4 社会教育費	予算現額	決算額
		目	12 放課後子どもプラン推進費	659千円	649千円

○放課後子どもプラン推進事業 649千円

放課後子ども教室推進事業「子どもほくえい塾」(国・県・町それぞれ1/3負担)
放課後や休日を活用した子どもたちの体験活動を、地域住民の協力で実施した。
※平成21年度より、NPO法人まちづくりネットへ事業実施全部委託。

〔参加実績〕

36教室、参加者数延べ1,517人、ボランティア及び保護者等の参加延べ1,462人。

放課後子どもプランと放課後児童クラブ、両事業の効率的な運営・実施を図るため、放課後子どもプラン運営委員会を開催した。

・第1回放課後子どもプラン運営委員会

期 日 平成24年7月20日(金)
会 場 北栄町役場大栄庁舎 会議室
参加者 委員7人中7人出席

- ・第2回放課後子どもプラン運営委員会
 期 日 平成25年2月14日(木)
 会 場 北栄町役場大栄庁舎 会議室
 参加者 委員7人中5人出席

【成果】 放課後子ども教室では、多くの地域の方々に協力を得て、様々な活動が実施できた。
 また、放課後子どもプラン運営委員会での意見交換によって放課後児童クラブとほくえい塾の
 連携事業を行うことが出来た。

款	9 教育費	項	4 社会教育費	予 算 現 額	決 算 額
		目	15 町内遺跡発掘調査費	536千円	72千円

○町内遺跡発掘調査事業 72千円

①墓地造成に伴う遺構・遺物の有無の判断
 及び分布状況を確認するための試掘調査を行った。

- ・調査場所 北栄町北条島 島苺山遺跡
 ・現地調査 平成25年3月12日～22日
 ・調査面積 試掘トレンチによる発掘 15㎡
 ・調査状況 墓地造成に伴う事前調査。旧耕作土下に大量の土器片を包含する土層を確認
 遺構は検出しなかった。遺物は土器片(土師器・須恵器・石鏃など)

【成果】 これまで遺跡地図に掲載されていながら遺跡の範囲等がはっきりしていなかった「島苺山遺跡
 について、その範囲などについて情報を得ると共に、墓地造成事業との調整を円滑におこな
 うが出来た。

款	9 教育費	項	5 保健体育費	予 算 現 額	決 算 額
		目	1 保健体育総務費	3,669千円	3,544千円

○保健体育総務事業 2,855千円

北栄町スポーツ推進委員(25人)
 地域の団体等に対するニュースポーツの指導、町社会体育事業への運営協力等を通して、
 生涯スポーツを推進した。

《主な活動内容》

- 協議会開催 6回
 訪問型ニュースポーツ体験事業 16回
 (地域の団体等に対するニュースポーツの指導)
 北栄町すいか・ながいも健康マラソン大会の運営協力 7月1日
 北栄ゆら由良川下りの運営協力 8月5日
 特別巡回ラジオ体操・みんなの体操会 9月17日
 町民運動会 9月30日 荒天のため中止
 体力測定の実施 10月21日
 北栄町駅伝競走大会の運営協力 11月18日
 元旦マニュースポーツ指導(訪問型ニュースポーツ体験事業)
 東伯郡スポーツ推進委員連絡協議会研修会 他

北栄町スポーツ表彰

- 本町の体育、スポーツの発展のため功績があった者並びに優秀な成績を収めた選手及び
 団体を表彰した。
 2月17日開催
 体育功労賞1人、優秀指導者賞4人、スポーツ賞3人、スポーツ敢闘賞12人、スポーツ奨励
 賞59人、スポーツ特別賞1団体及び2人

【成果】 町民の体力向上と健康増進を図るため、生涯スポーツの普及と社会体育の振興に努めた。

○保健体育総務関係負担金事業 689千円

県体育協会負担金、郡体育協会分担金、県体育指導委員協議会負担金、郡体育指導委員連絡協議会分担金

【成果】 関係機関との連携を図った。

款	9 教育費	項	5 保健体育費	予算現額	決算額
		目	2 保健体育振興費	36,156千円	34,936千円

○保健体育振興事業 327千円

北栄町スポーツ県外派遣費補助金

県、県中部の代表として県外のスポーツ大会に出場する町内の小中学生に対し、参加に要する経費の一部を補助した。

13件

【成果】 上位大会の出場者への補助により、町内のスポーツ競技力の向上につなげ、スポーツ振興を図った。

○北栄スポーツクラブ事業 34,132千円

北栄スポーツクラブを指定管理者として町内社会体育施設の管理、主な社会体育事業の実施を委託し、町民が生涯を通じて豊かで活力ある生活を営むため「だれもが・いつでも・どこでも」気軽に楽しめる生涯スポーツ及び競技スポーツを推進した。

指定管理施設

北条体育館 大栄体育館 大誠体育館 勤労者体育センター 北条ふれあい会館

大栄ふれあい会館 北条野球場 大栄野球場 北条運動場 大栄運動場

北条多目的広場 大栄テニスコート 北栄町B&G海洋センター

町民運動会 9月30日 荒天のため中止

【成果】 北栄スポーツクラブを指定管理者として町内社会体育施設の管理、主な社会体育事業の実施を委託し、町民が生涯を通じて豊かで活力ある生活を営むため「だれもが・いつでも・どこでも」気軽に楽しめる生涯スポーツ及び競技スポーツを推進した。

○ウォーキングのまち北栄町推進事業 75千円

日頃の運動不足を解消し基礎体力をつけ肥満や生活習慣病を防ぐウォーキングを実施した。

北栄てくてくウォーキング 6回 参加者延べ276人

【成果】 平成23年度に作成した北栄てくてくウォーキングマップを活用し、気軽に取り組めるウォーキングで運動人口の拡大を促進した。

○訪問型ニュースポーツ体験事業 6千円

参加者の希望する身近な場所にスポーツ推進委員が出向き、参加者の希望する種目を指導することによりレクリエーション的な感覚で楽しみながら、ニュースポーツを体験し、運動に親しむきっかけとした。

年度	H22	H23	H24
回数	—	10回	16回
訪問した委員	—	不明	延べ47人

【成果】 本事業に取り組むことにより、今までの小学校親子会に加え、「いきいきサロン」の皆さん等にもスポーツ推進委員指導によるニュースポーツを体験していただき、生涯スポーツ人口の層を少しでも広げることができた。

○ラジオ体操事業 395千円

町民の体力向上と健康の維持・推進をはかり、かつ北栄町を全国に発信した。

【成果】 当日は荒天のため、体育館での開催となったが、体操会の様子は、NHKラジオ第1で全国に生中継され、元気な北栄町を全国に広く発信した。また、体操会に引き続き、ラジオ体操ポイントレッスンも開催し、「正しいラジオ体操」を学んだ。



款	9 教育費	項	5 保健体育費	予 算 額	決 算 額
		目	3 すいか・ながいも健康マラソン大会費	15,126千円	14,904千円

○すいか・ながいも健康マラソン大会事業 14,904千円

第25回大会
参加申込者数 4,806人
7月1日開催
お台場公園多目的広場を発着点とする
3キロ、5キロ、10キロのコースで参加者が健脚を競った。

年度	H22	H23	H24
参加申込者	4,414人	4,350人	4,806人



ゴール後はスイカを堪能

【成果】 大会を通じた健康づくりとともに、本町の文化産業を紹介し、魅力ある町づくりを推進した。

会 計 名	予算現額	決算額
住宅新築資金等貸付事業特別会計	38,216千円	38,205千円

住宅新築資金等貸付事業は、歴史的・社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域の環境の整備改善を図るため、住宅新築及び宅地取得に資金を貸付け、その回収を行っています。

平成24年度貸付件数、償還済額は住宅新築(39件)6,893,073円、宅地取得(16件)1,695,469円です。

平成24年度末現在の滞納状況は、滞納者18名(28件)、滞納額28,730,457円です。

平成24年度の決算は、予算現額38,216千円に対し、歳入総額9,475千円、歳出総額38,205千円となり、収支差額△28,730千円です。

1 住宅新築資金等貸付金償還状況

(単位:件、円)

年度	種別	件数	償還額	償還済額	不納欠損額	未納額	
24	住宅新築	現年度分	21	7,381,305	4,698,095	0	2,683,210
		滞納分	18	22,521,010	2,194,978	0	20,326,032
		小計	39	29,902,315	6,893,073	0	23,009,242
	住宅改修	現年度分	0	0	0	0	0
		滞納分	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
	宅地取得	現年度分	9	2,171,611	1,475,282	0	696,329
		滞納分	7	5,245,073	220,187	0	5,024,886
		小計	16	7,416,684	1,695,469	0	5,721,215
合 計		55	37,318,999	8,588,542	0	28,730,457	

年度	種別	件数	償還額	償還済額	不納欠損額	未納額
23	住宅新築	40	29,461,818	6,470,774	470,034	22,521,010
	住宅改修	1	264,924	264,924	0	0
	宅地取得	17	7,736,325	2,106,679	384,573	5,245,073
	合計	58	37,463,067	8,842,377	854,607	27,766,083

年度	種別	件数	償還額	償還済額	不納欠損額	未納額
22	住宅新築	44	29,060,476	7,292,889	0	21,767,587
	住宅改修	1	373,348	373,348	0	0
	宅地取得	17	7,272,952	1,970,553	0	5,302,399
	合計	62	36,706,776	9,636,790	0	27,069,986

2 住宅新築資金等貸付事業に係る町債の償還状況

(単位:円)

年度	種別	元 金	利 子	計
24	住宅新築	6,285,181	1,519,839	7,805,020
	住宅改修	0	0	0
	宅地取得	2,060,854	459,832	2,520,686
	計	8,346,035	1,979,671	10,325,706

年度	種別	元 金	利 子	計
22	住宅新築	6,808,334	2,180,978	8,989,312
	住宅改修	307,675	14,221	321,896
	宅地取得	1,853,007	667,679	2,520,686
	計	8,969,016	2,862,878	11,831,894

年度	種別	元 金	利 子	計
23	住宅新築	5,972,403	1,832,617	7,805,020
	住宅改修	315,727	6,169	321,896
	宅地取得	1,954,065	566,621	2,520,686
	計	8,242,195	2,405,407	10,647,602

【成果】 8,589千円の貸付金を回収しました。